第４次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）の評価について
（令和６年度　総合評価シート）

令和７年５月
静岡市福祉総務課

目　次

１　計画の評価方法について　・・・・・・・・・・・・・１
２　施策体系について　・・・・・・・・・・・・・２
３　令和６年度分の評価について
（１）事業評価の基準について　・・・・・・・・・・・・・３
（２）基本目標ごとの基準について　・・・・・・・・・・・・・３
（３）評価の概要　・・・・・・・・・・・・・４
（４）令和６年度の取組と評価
基本目標１　育む～意識づくり～　・・・・・・・・・・・・・５
基本目標２　寄り添う～しくみづくり～　・・・・・・・・・・・・・７
基本目標３　参加する～場づくり～　・・・・・・・・・・・・・10
基本目標４　活かす～人づくり～　・・・・・・・・・・・・・13
基本目標５　続ける～つながりづくり～　・・・・・・・・・・・・・16

１　計画の評価方法等

（１）評価の趣旨について

地域福祉計画は、静岡市総合計画及び各分野の各個別計画との整合性を図りながら、地域福祉を推進するための基本目標や基本施策を定める計画である。

進捗管理に当たっては、計画に定める基本目標や基本施策を実現するため、各課で実施する関連事業の進捗状況を調査し、評価を行う。

（２）評価対象について

本計画では、５つの基本目標と 14 の取組の視点から事業を展開し、誰もが住み慣れた地域で助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこととしている。

よって、本計画に関連する個別事業の実施状況を踏まえて、５つの基本目標の項目を評価対象とする。

（３）評価手順について

本計画の推進に際しては、以下のとおり進捗管理（点検・評価）を行う。

Step 1　実施計画掲載の個別事業について、実施状況を確認し、事業担当課による点検・評価を行う。

Step 2　個別事業の点検・評価をとりまとめ、計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成。

Step 3　その結果を地域福祉専門分科会に報告し、必要に応じて計画の見直し等を実施。

２　施策体系について

基本理念

～　みんなでつくる　ともに支え合うまち　しずおか　～

だれもが　ここで暮らし続けたいと思う　地域をめざして

基本目標		取組の視点
育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます 福祉教育	1	1.育む ● 多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します ● 支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します
寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 包括的支援	2	2.寄り添う ● 一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します ● 悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります ● 複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します
参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 活発な地域活動	3	3.参加する ● 地域住民が世代を超えてつながり、交流します ● 住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います ● 社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります
活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします 地域活動の担い手支援	4	4.活かす ● 世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします ● 地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます ● 地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します
続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます 多様な主体の連携と継続	5	5.続ける ● 地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます ● 地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います ● 地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

成果指標：

静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思う市民の割合　65.0％

３　令和６年度分の評価について

（１）事業評価の基準について

各事業について、以下の５段階による基準を設定し、評価を行った。

５：事業目標が達成できており（90%以上）、大きな成果を伴う評価すべき点がある。
４：事業目標が達成できており（90%以上）、評価できる点がある。
３：事業目標が達成できているが（90%以上）、不十分な点がある。
又は
事業目標は達成できていないが（90%未満）、評価すべき点がある。
２：事業目標が達成できておらず（90%未満）、不十分な点がある。
１：事業目標が達成できておらず（90%未満）、重大な改善すべき点がある。

（２）基本目標ごとの評価

基本目標の評価については、以下のとおり３段階による評価を行った。

Ａ：各基本目標に関連する事業評価の平均値 3.5 以上
Ｂ：　　〃　　平均値 3 以上 3.5 未満
Ｃ：　　〃　　平均値 3 未満

（３）評価の概要
186 事業について

基本目標	取組視点	事業数	R６評価				
			5	4	3	2	1
1 育む～意識づくり～	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します	23	3	13	6	0	1
	支え合いの心をもち、自分自身にもできることを探して行動します	4	0	3	1	0	0
2 寄り添う ～しくみづくり～	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します	49	4	35	10	0	0
	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります	28	2	25	1	0	0
	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します	7	1	3	3	0	0
3 参加する ～場づくり～	地域住民が世代を超えてつながり、交流します	15	0	12	3	0	0
	住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います	4	2	2	0	0	0
	社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります	10	0	5	5	0	0
4 活かす ～人づくり～	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします	14	0	12	1	1	0
	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます	10	1	9	0	0	0
	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します	4	0	2	1	1	0
5 続ける ～つながりづくり～	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます	8	1	4	3	0	0
	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います	5	0	5	0	0	0
	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります	5	1	3	1	0	0
合　　計		186	15	133	35	2	1

（４）令和６年度の取組と評価

基本目標１：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます【福祉教育】

１　取組視点

１－１	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します
１－２	支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動していきます

２　重点施策

事業名	静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業（No.１）	評価	４

事業内容・目標

市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用ウェブサイトを設け、周知啓発を図り、ウェブサイトの平均アクセス数 2,800 人／月を目標とした。

事業実績

平均 3,052 人／月のアクセスがあった。

効果や成果

情報発信の効果として、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。

課題や今後の取組方針

今後も平均アクセス数を継続して増加させるため、情報発信を継続し、適宜掲載内容を見直す必要がある。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

（No.４）静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」を運営し、全ページのアクセス数は目標（月平均 46,000 ページ）以上の月平均合計 48,372 ページであった。

（No.12）障がいの理解促進、地域リハビリテーション推進に関する啓発として、研修会を 12 回実施し、目標（８回）以上であった。

（No.17）人権啓発事業として、啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合が 92.7%であり、目標（90%）以上であった。

（No.18）年２回、小中学校の道徳教育推進教師研修会を実施。学力学習状況調査で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童 96.7%、生徒 95.3%であり、目標（95%）以上であった。

（No.19）福祉のまちづくりの推進として、ホームページ「U/B ぷら（ゆびぷら）」掲載の施設に目標（10 件）以上の 14 件を追加掲載した。

（No.24）福祉教育の実施・推進のまちづくりの推進として、学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を実施した。講座は 29 回（うち学校への福祉教育 14 校）実施し、目標の 20 回以上（うち学校への福祉教育 10 校以上）であった。

効果や成果

（No.４）令和５年度に実施したサイトリニューアルによるアクセシビリティ向上等により、前年度よりアクセス数が増加した。

（No.12）障がいに対する理解度や支援力の向上、関連機関の連携強化に繋がった。

（No.17）こども園の児童から大人まで、さまざまな啓発活動を通じて多様性や人権の大切さを啓発することができた。

（No.18）「生命の尊さと自他の生命尊重」「いじめ予防にかかる内容項目」の授業実践を全学級で行った学校が 97%であった。

（No.19）事業目標以上の施設について、追加掲載することができた。

（No.24）お年寄りや障がいのある方との交流や理解を深める授業を行ったことにより、体験活動を通して、児童生徒の福祉や共生社会の実現に対する意識を高めることができた。

４　評価

◆個別事業評価（全 27 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R6 年度	3	16	7	0	1	27

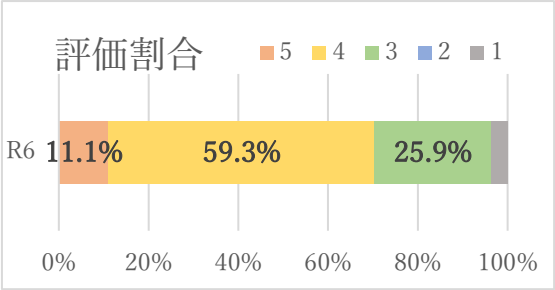

◆総合評価　　A（平均点：3.74）

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.４）更なるアクセス数の向上を目指す。

（No.12）より多くの人が研修会に参加できるような方法、手段の検討が必要である。

（No.17）多様性を認める社会の意識を維持、向上させるためには啓発活動を継続させていくとともに、社会の感覚に合わせて啓発活動の内容を検討する必要がある。

（No.18）命の尊さやいじめ予防等に係る事業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的、継続的に実施することができていない。

（No.19）民間からの投稿制であるため、更新頻度が少ない。啓発活動において他課との連携不足が考えられる。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.４）需要の高いコンテンツの更新を充実させ、SNS からの誘導等の工夫によりアクセス数の増加を図る。

（No.12）多くの人に参加してもらえるよう事業の周知を図り、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの普及、啓発を継続する。

（No.17）今後も継続して実施。

（No.18）系統的・計画的に充実した道徳教育の指導が推進できるよう、年間指導計画の点検と改善について、研修会で周知徹底する。。

（No.19）市民や民間事業者に対して、ホームページの周知を行い、掲載施設の増加を目指す。

（No.24）引き続き事業目標が達成できるように事業周知を行い、また関係機関との連携を図りニーズ把握や質の向上を図っていく。

７　専門分科会の意見等

（No.18）道徳・人権教育担当者会

・事業目標の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒 95%以上に対し、実績が児童が 96.7%、生徒が 95.3%であったとのことであるが、そうは思わないと答えた児童及び生徒の考えはどのような考えであるか、今後調査していただきたい。

・事業目標の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒が 95%以上とあるが、目標は 100%の方が良いのではないか。100%を目指すことが必要だと感じた。

基本目標２：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】

１　取組視点

２－１	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します
２－２	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります
２－３	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します

２　重点施策

事業名	成年後見制度利用促進事業（No.28）	評価	４

事業内容・目標

判断能力が十分でない市民等を法的に支援するために、成年後見制度の利用促進を行う。
①成年後見人等への報酬助成実施②専門職による相談会の実施を目標とした。

事業実績

①報酬助成の受付件数：160 件（総額約 2390 万円の助成を実施）
②専門職による相談会：36 回（月１回×３区×12 か月）実施

効果や成果

計画どおり事業を実施し、おおむね目標どおり達成することができた。

課題や今後の取組方針

・制度利用に係る関係機関の情報共有や連携促進が課題である。
・関係機関の連携に係る課題の棚卸を行い、解決を進める。

事業名	ヤングケアラー支援事業（No.29）	評価	４

事業内容・目標

・ヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。
・①支援前と比較し、「負担が軽減した」と感じる子どもの割合 100%を目標とした。
②関係機関職員研修の開催（６回）を目標とした。

事業実績

35 世帯 50 人の相談を受け付け、ヘルパー派遣を 15 世帯に対して行い、
①継続相談者の負担軽減率は 100%であった。
②研修会は、23 回（主催：６回、依頼：17 回）実施した。

効果や成果

前年度と比較し、把握したヤングケアラーの人数が増えており、研修をはじめとした周知啓発の一定の効果があると考えられる。

課題や今後の取組方針

・法改正によりヤングケアラーの対象年齢が 40 歳未満と示されたことから、こども世代のみならず若者世代の把握に力を入れていくとともに大学や企業等へのさらなる周知啓発を行うことが課題である。
・今後も潜在化しているヤングケアラーの把握のため、アウトリーチ型支援に力を入れていく必要がある。

事業名	重層的支援体制整備事業への移行準備事業（No.105）	評価	４

事業内容・目標

複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（世帯）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を全市域的に実施した。

事業実績

令和６年度から市内全域で本格実施し、重層的支援会議・支援会議を 27 回開催したほか、関係機関の理解を深めるための研修会等を６回開催した。

効果や成果

・重層的支援会議を通じて、これまで支援が届いていなかった事例等に、多機関が関わり、チーム支援を構築することで、適切な支援につなぐことができている。

課題や今後の取組方針

・関係機関が多岐にわたるため、関係機関の連携強化と着実な事業推進が求められることや、今後、多機関協働事業の件数の増加が想定されるため、効率的に実施する体制を構築していくことが課題である。

・今後も、５つの事業を継続しつつ、多機関協働事業においては事例の緊急性に応じた日程調整や、少人数・オンラインを活用するなど柔軟な対応を取り入れることにより、困難を抱える方々の包括的な支援体制を構築する。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

（No.39）聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通に支障がある人に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣した。

（No.46）終活の必要性等を記載した「エンディングノート」を 7,500 部作成し、市民への周知を実施した。終活支援優良事業者を認証することで、事業者を活用した終活を行えるようにした。

（No.62）高齢者虐待防止策の推進のため、一般市民や介護事業者等への啓発パンフレットの配布と市の広報紙への掲載を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会および虐待防止研修会・講習会を各２回実施した。

（No.63）経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、また、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施した。支援終結した者のうち、自立した件数は 65 件であり目標（60 件）を上回った。

（No.91）ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行い、ひきこもり改善率は 68.8%であり、目標(68%)を上回った。

（No.95）犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援を８件、伴走型支援を 10 件実施した。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の市民講座７回、および市職員向け研修会を１回実施した。

（No.102）地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、地域の支援機関への技術援助を年間 63 回実施した。

効果や成果

（No.39）すべての派遣申請に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣できた。

（No.46）エンディングノートを市民へ周知するとともに、ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）その他様々な場面での活用を促した。終活支援優良事業者については、合計２事業者となり、市民が安心して事業者を活用した終活を行える環境が拡大した。

（No.62）

・運営委員会において、関係機関と現状の情報共有や意見交換を行うことにより連携を図った。

・パンフレット配付や広報掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講演会を実施し、一般市民や介護事業者への高齢者虐待防止普及啓発を推進することができた。

・関係機関との連携により一時保護が必要な案件について、全件保護することができた。

（No.63）自立相談支援機関において、相談者の状況に応じたプランを作成し、適切な支援が実施され、相談者が生活困窮状態から脱却することができた。

（No.91）社会参加に向けた行動をとれていなかったひきこもり当事者のうち、58 名が社会参加に向けて具体的に行動できるようになった。そのうち、29 名が就労・就学につながった。

（No.95）切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成ができた。

（No.102）参加者アンケートで「大変役に立った」「役に立った」との回答が 100%であり、精神保健福祉に関する理解や知識を深めた。

４　評価

◆個別事業評価（全 84 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R6 年度	7	63	14	0	0	84

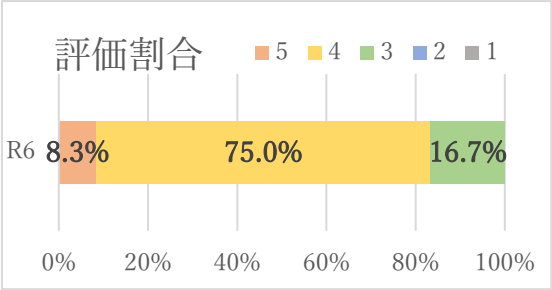

◆総合評価　　A（平均点：3.92）

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.39）利用者の高齢化や社会参加に伴い、申請内容が多岐にわたるため対応できる通訳者が少ない。また、より高いスキルを持つ通訳者を増やすため、通訳のスキル向上を図る必要がある。

（No.46）終活の必要性について、広報、ラジオやＳＮＳ等で周知を行うとともに、医療・介護の専門職等からエンディングノートを通じて周知啓発及び介入を行ってきたが、何処にもつながっていない方、無関心な方へどう介入していくかが課題である。

（No.62）高齢者虐待の内容が複雑化しており、対応の困難性が高い。虐待防止と早期発見・対応のため、虐待防止の啓発と支援者の対応力向上が必要である。

（No.63）相談者に対して、適切な支援を実施することで、自立件数のさらなる増加を図る必要がある

（No.91）中高年（40 歳以上）のひきこもり当事者の割合が増え、支援が複雑化してきている。

（No.95）付添い支援について、再犯防止推進員ごとの対応件数に開きが生じている。

（No.102）複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多くの課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.39）引き続き依頼があった申請すべてに対応していく。

（No.46）令和７年度より、新たに保健福祉長寿局に「安心感がある温かい社会推進課」を設置するとともに、市民の相談窓口として「終活相談窓口」を設置し、終活の周知啓発及び介入を強化していく。

（No.62）虐待防止のための効果的な啓発方法について検討するとともに、引き続き運営委員会の開催等により関係機関の連携強化を図っていく。

（No.63）生活困窮者が早期に暮らし・しごと相談支援センターにつながるようにするため、庁内外の関係機関へ事業周知をするとともに連携の強化を図る。

（No.91）多職種専門チームを令和７年度より設置し、困難事案をよりスムーズに対応できるようにしていく。

（No.95）各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、付添い支援について経験の少ない推進員が優先的に対応できるよう調整を図る。

（No.102）相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや研修会として、アウトリーチ支援を公開で実施するなど柔軟に対応していく。

７　専門分科会の意見等

（No.28）成年後見制度利用促進事業

・報酬助成の件数が計画通りとのことであったが、高齢化等による母数の増加などの状況を踏まえて目標数が果たして適切なのか再度検討してほしい。

・難しい案件について後見人等の受任者がいないなど、受任者調整の課題が多くあると感じている。行政には積極的に関係機関が連携を図れるような体制づくりをしてほしい。

（No.29）ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーと聞くと若い方をイメージすると思うが、定義を 40 歳未満とするということで、就労できない、家から離れられないことにより、就労の機会を失っている 20 歳超えた方は結構潜在的にいると考えている。定義を 40 歳未満とする時に、ヘルパーの派遣ではなく、ヤングケアラーの就労のケアについても、計画の中で盛り込んでいく必要があると考えるので、ぜひ検討してほしい。

（No.40）理容・美容サービス事業

サービス協力者が少なく、委託料の見直しを検討するということでだが、おそらく理美容専門職というのは要介

護３以上の高齢者の方々のケアというところで、情報やスキルなどが不足し、十分に関わりきれないと考えられるので、必ずしも委託料だけではなく、分野外の人たちが、医療や介護の分野に入ってきやすくなるような方法を検討してほしい。

（No.46）高齢者の終活支援の実施

・エンディングノート 7,500 部配布についてだが、民生委員の会合で、実際にお年寄りのご家庭に配布してとても良かったというご意見があった。実際にノートを貰うと、終活を考えてみようかなと思う方もいらっしゃるのかなと思って、とてもいい事業だと感じた。

・エンディングノート 7,500 部配布ということだが、一人暮らしの高齢者の方はかなり増えており、後先が心配だからやってみようかなという人は多い。そのため 7,500 部では少ないと感じるので、さらにこの数を伸ばすことが必要だと感じた。

基本目標３：参加する ～場づくり～
誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります【活発な地域活動】

１　取組視点

３－１	地域住民が世代を超えてつながり、交流します
３－２	住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います
３－３	社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります

２　重点施策

事業名	生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進（No.112）	評価	４

事業内容・目標

地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進する。

事業実績

地域交流拠点連携事業数 75 件を目標とし、110 件の事業を実施した。

効果や成果

集客数もこれまでより増加し、リピーターも一定数獲得しており、地域の共生拠点としての効果が伺えた。

課題や今後の取組方針

・葵おまち地区周辺や駿河区共生地区それぞれの周辺資源および他施設の活用が課題である。

・今後、駿河区において「みなくる」のみならず他地区へ横展開し、幅広いエリアで事業を展開する。

事業名	生活支援体制整備事業（No.127）	評価	４

事業内容・目標

生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置、定期的な情報共有と連携強化を行う「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動の創出を図る。

事業実績

新たな支え合い活動の９箇所の創出を目標とし、15 箇所の支え合い活動を創出した。

効果や成果

支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず支え合いの場が継続することが困難となっていることが課題である。

課題や今後の取組方針

新規で支え合いの場を増やすことに加え、支え合いの場の周知と利用希望者への周知を行い、既存の支え合いの場を継続させていく。

事業名	高齢者就労促進事業（No.131）	評価	４

事業内容・目標

多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。①雇用・就業数、②シルバー人材センター新規会員数、③利用満足度の３点について①280 人、②60 人、③90%の目標を定めた。

事業実績

実績は①雇用・就業数 485 人、②シルバー人材センター新規会員数 129 人、③利用満足度 100%であり、①～③のいずれも目標を上回った。

効果や成果

シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングや、シルバー人材センター窓口での積極的な入会案内を実施したことから、雇用・就業者数増加や新規会員数の増加につながった。

課題や今後の取組方針

・対象者を広げた新たな就労支援制度の構築や財源確保が課題である。
・多様な就労困難者支援プロジェクトとの統合や発展的継続を検討する。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

(No.114) 障害のある人も気軽に参加できる「ボッチャ」、「フライングディスク」等の体験として 15 回講座を開催し、388 人の参加があった。

(No.120) 「しぞ～かでん伝体操」の普及事業として、新たに６グループの活動実施につながった。

(No.128) 自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について補助金を交付し，新築２件、修繕 27 件、賃借 12 件、計 41 件の集会所が整備された。

(No.129) 市民活動センターでの活動について、新規登録団体数が年間 47 件あり、目標の 33 件を上回った。

(No.140) 働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍できる環境を整え、新規雇用者数が 35 人となり、目標（20 人）を上回った。

効果や成果

(No.114) 障がいのある方とない方の交流を通じて、障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の機会を創出した。

(No.120) 介護予防講座新規グループ立上げに向けた検討を関係機関機関と連携して行い、グループ数が増加した。また、参加者の減少傾向のあるグループに活動継続支援相談を実施した結果、グループ数の増加及び維持につながった。

(No.128) 計画どおり整備を行うことができ、自治会・町内会の要望に対応できた。

(No.129) 市民活動センターの運営により、市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤を支援している。

(No.140) 企業開拓は順調に進み、新規雇用者数も目標値を超える結果となった。

４　評価

◆個別事業評価（全 29 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R6 年度	2	19	8	0	0	29

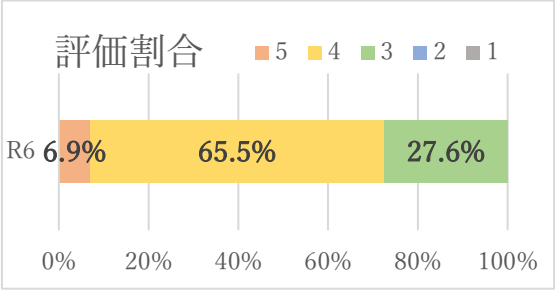

◆総合評価　**A（平均点：3.79）**

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

(No.114) 会場により参加者数にばらつきがあるため、利用者が参加しやすい会場で開催する必要がある。

(No.120) 引き続き地域分析を行い活動拠点数のバランスを整え、グループ活動への動機づけや活動の継続支援を行っていく。

(No.128) 老朽化による事故等を防ぐために、修繕等の要望を出してもらうよう、自治会に働きかけているが、自治会の都合上、要望準備に手間がかかるため、中々要望を出してもらえないのが現状である。

(No.129) コロナ禍による利用者の減少から持ち直しつつあるものの、オンライン会議の普及等を背景に、利用

者数は以前の水準には達していない。
（No.140）開拓企業数に対し、就労困難者の開拓が追いついておらず、マッチングができていない企業がある。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.114）実施時期や会場選定など、利用者が参加しやすい教室開催を継続していく。
（No.120）積極的な情報発信を行い、活動グループの新規立ち上げを目指していくほか、既存グループの活動状況を把握し、継続に向けた支援に取り組む。
（No.128）今後も、自治会等の要望に対し、遅滞なく補助金を交付していくことで、地域の活動拠点が整備され、住民自治の振興を図られることを目指していく。
（No.129）市民活動団体に対する調査の実施や、市民活動促進協議会での議論等を通じて、これからの市民活動センターに求められる役割等について検討していく。
（No.140）デジタルも活用し、就労困難者へのアプローチを実施。

７　専門分科会の意見等

（No.114）スポーツ教室開催事業
スポーツ教室開催事業について、多くの障害のある方に、ボッチャやフライングディスクなどに参加ができる機会をいただき、本当にありがたい。ただ、結果を見ると少し会場により参加者にばらつきがあり、目標に対し 70 名ほどまだ参加できてないと思う。せっかくのこういった機会について、引き続き広報活動をお願いしたい。
（No.122）子育て支援センターの運営
子育て支援センターの運営について、車がある人は行けるのだが、徒歩でしか移動できない親子にとって支援センターがとても遠い。歩いていける距離に支援センターがない家庭も実際に存在している。駿河区で言うと大谷地区には若い世代が多く住んでいるが、歩いていける距離にはセンターが全くなく空白の所がある。歩いて行ける距離に子育て支援センターがたくさんあるのが理想だと考えている。ぜひここにまた力を入れていただきたいと考えている。

基本目標４：活かす　～人づくり～
一人ひとりのできることを活かします【地域活動の担い手支援】

１　取組視点

４－１	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします
４－２	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます
４－３	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

２　重点施策

事業名	民生委員・児童委員研修（No.155）	評価	４

事業内容・目標
民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施し、研修内容が理解できた人の割合：90%以上を目標とした。

事業実績
民生委員・児童委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託（受託者：静岡市社会福祉協議会）により実施し、研修内容が理解できた人の割合は、90.22%であった。

効果や成果
民生委員・児童委員活動を推進する上で必要不可欠な要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の知識・技術の習得へつながった。

課題や今後の取組方針
働きながら活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となるため、オンラインでの

研修等の実施を検討する。

事業名	民生委員児童委員協議会活動負担金（No.156）	評価	4

事業内容・目標

地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するために、活動負担金の交付を行う。

事業実績

市全体の民生委員・児童委員の訪問活動日数（実績）は、142,335 日/年であった。
（民生委員・児童委員一人当たり　約 123 日/年の訪問活動）

効果や成果

必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等が実施された。

課題や今後の取組方針

活動負担金の交付について、すべての委員活動や民児協活動に係る費用が負担できている状況ではなく、意欲的に活動する委員や地域ほど、自己負担の割合が増加している状況が課題であるため、活動負担金の支給のみならず、民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を総合的に整備していく。

事業名	民生委員児童委員協議会補助金（No.157）	評価	4

事業内容・目標

地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金の交付を行う。

事業実績

補助金の交付を実施した。（各種事業会議の開催数：62 回/年）

効果や成果

・研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上
・民生委員・児童委員が職務を行う上での課題解決のため活動事例集の編さん
・機関紙の発行及び街頭キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知を実施した。

課題や今後の取組方針

・近年の物価上昇により、補助金による実質的な事業負担規模は縮小している。
・補助対象事業の効率的かつ効果的な実施について、静岡市民生委員児童委員協議会とともに検討する。

事業名	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務（No.110）	評価	3

事業内容・目標

障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。

事業実績

地域生活支援部会を年２回開催し、静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施した。

効果や成果

専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。

課題や今後の取組方針

令和５年度末に、国から地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに示されたため、新たな役割と比較しながら、地域生活支援拠点等の評価を実施する必要がある。また、それとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

(No.145) こども・若者のボランティア活動の充実のため、市内の児童生徒が「こども PR 隊」として、地域について学んだことを県内外に向けて発信した。令和６年度全国学力学習状況調査では、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたい」と回答した児童は 80.1%、生徒は 78.0%でありそれぞれ目標

（児童：50%、生徒：45%）を上回った。

(No.146)「学生スクールボランティア」が、教科指導等にアシスタントとして参加できるよう、ホームページの充実や大学への訪問により、広報活動を展開した。市立小中学校のうち、４割以上の学校に、スクールボランティア 178 名を派遣することができた。

(No.159) 重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を 14 回実施し、目標（10 回）を上回った。

(No.161) 市職員、関係機関・団体の各種相談業務従事者に対して、ゲートキーパー養成研修を実施した。一般市民向けに、動画配信による啓発も継続して実施した。

(No.167) 地域と学校との協働活動推進として、中学校区に統括的な地域学校共同活推進員を 36 名、小学校区に推進員を 84 名配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施した。放課後子ども教室を 79 校で実施し、放課後に子どもたちが活動できる場を提供した。

効果や成果

(No.145)「こども PR 隊」の活動では、「静岡市の魅力を多くの人に伝えたい」という児童生徒の思いを育みながら、地域の PR につながる様々な取組が行われた。この活動を通して、「地域にもっと貢献したい」という意識を高めることができた。

(No.146) 教科指導の補助に加え、部活動の指導補助や個別支援が必要な児童生徒への指導等、様々な場面で学生スクールボランティアが必要とされる状況が増え、教員志望者の開拓と資質能力の向上につながった。

(No.159) 看護、介護を学ぶ学生を中心に、重症心身障害への理解を促進することができた。

(No.161) 目標を上回る件数の研修を実施し、自殺対策に関わる人材の育成や資質向上を図った。また、講師養成研修受講者 82 人の事後アンケート結果では、受講者 100%が「よく理解できた」または「理解できた」と回答しており、質の高い講師の要請ができている。

(No.167) 学校と地域の横のつながりを強化するため、有効な活動事例等の情報を必要としている学校に対して、リーフレットや推進員等による情報提供を実施した。

４　評価

◆個別事業評価（全 28 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R6 年度	1	23	2	2	0	30

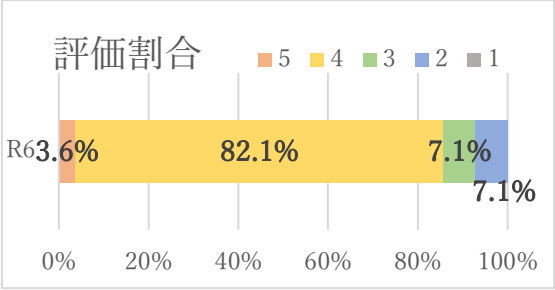

◆総合評価　　**A（平均点：3.82）**

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

(No.145)「こども PR 隊」の活動については、継続的に取り組んでいる学校がある一方で、取り組む学校が固定化している傾向があり、さらに広げていく必要がある。

(No.146) 交通手段や移動時間の関係から、学生スクールボランティアが入る学校が大学近辺の学校に集中しており、大学から離れた学校への希望に十分に対応することができていない。

(No.159) 重症心身障害への理解及び支援者養成のためには、今後も継続して事業を実施していく必要があるとともに、新たな講座開催先を検討していく必要がある。

(No.161) 令和３年度の市民意識調査において、ゲートキーパーを知っている市民は 10.6%であり、全国平均 12.3%よりも低い状況であったため、令和７年度の同調査においては、ゲートキーパーを知る市民の割合が全国平均以上となるよう、ゲートキーパーの裾野を広げる工夫が必要。

(No.165)「こどもみらいプロジェクト」イベントでの子育てに関する情報発信やネットワークづくりを目的とした事業を実施予定だったが、イベントの参加依頼がなく令和６年度は実施できなかった。

(No.167) 地域学校協同活動推進員やボランティアの人材不足が課題であるため、人材発掘育成のため、研

修会や“学校地域ひとつなぎ”コーディネーター養成講座を継続実施していく。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

(No.145)「こども PR 隊」の活動について、各校への周知を進めるとともに、地域貢献活動に取り組む学校の実践を、市内の小中学校に紹介する。

(No.146) ホームページを一層充実させるとともに、各大学への周知を継続的に行うことにより、ボランティアに参加する学生の人数を増やし、より多くの学校に支援が広がるようにする。

(No.159) 効果的な講座開催先の設定を検討していく。

(No.161) 特に重点対象分野への実施について、自殺の状況や社会情勢を見極めて計画的に実施する。

(No.165) イベントでの情報発信を図るため、事業は継続して実施する。

(No.167) 令和６年度から始まった中藁科地区での児童クラブと一体型の教室を継続し、異なる学区に住んでいる子どもや大人がつながる場を提供する。また、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。

７　専門分科会の意見等

（No.155）民生委員・児童委員研修（No.156）民生委員児童委員協議会活動負担金

（No.157）民生委員児童委員協議会補助金

・民生委員不在の地域の場合、地域包括支援センターや自治会がフォローしながら、実際の把握などに取り組まざるを得ない。不在の地域は、安心して生活ができるとは言えないというところもある。もちろん民生委員さんたちにやりがいを感じてもらい、継続していただくことも必要であるが、地域に向けて民生委員児童委員が地域にいることの必要性を伝えていただき、やはりなんとか地域の中で選出していかなきゃいけないということを、行政側から地域に訴えていただきたい。広報等の投げかけにおいて地域に民生委員さんがいますよ、こういう相談ができますよという位ではなく、必要性ということを訴えていく必要があると思う。ぜひ民生委員さん自体ではなく、地域への働きかけもやっていただきたいと思う。

・今の制度に関しては、活動の負担が大きいという所で、なり手不足というのもあると思うが、他の自治体ではサポーター制度というものがあり、民生委員の活動を支えるような人を、ボランティアとしてやっていく仕組みがあるので、検討していただきたい。

・自治会の定例会等の場において、民生委員の活動についてこの時代にボランティアで行うというのは時代遅れじゃないかという声があり、何らかの報酬は出してもいいのではないかという意見もある。時代が変わってきていることを踏まえて検討していただきたい。

（No.162）ボランティア団体連絡協議会補助金

・ボランティア団体連絡協議会補助金について、「静岡のボランティア」を 2 回刊行、「静岡Ｖ連レポート」を毎月１回発行とあり、とてもよいことだと感じた。ただ、視覚障害の方から、点字にしていただきたいという話があり、今後視覚障害の方向けに情報を増やすために必要ではないかと思うので、市でもこういうものを点字で発行していただけるか検討してほしい。

基本目標５：続ける ～つながりづくり～
支え合えるしくみを持続させます【多様な主体の連携と継続】

１　取組視点

５－１	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます
５－２	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います
５－３	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

２　重点施策

事業名	認知症高齢者見守りシステム（しずメール）（No.169）	評価	３

事業内容・目標

認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築しネットワークの拡大を図り、徘徊により行方不明となった際、行方不明高齢者の情報を協力者にメール配信して、早期の発見と保護に努め、高齢者の命を守る。

事業実績

しずメール新規登録者数：2,500 人を目標に設定し、1,128 人の登録があった。

効果や成果

市の公式 LINE との連携により目標値には達しなかったものの登録者数は増加しており、高齢者を見守るネットワークの協力体制が維持できている。

課題や今後の取組方針

今後もネットワーク維持・拡大に向けて、各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を継続実施する。

事業名	高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定（No.170）	評価	5

事業内容・目標

企業と見守り協定を締結し、ひとり暮らし高齢者やその住宅について、異変に気付いたときは、意見の内容をしに通報する体制整備を行っている。

事業実績

協定締結数（累計）66 協定の目標に対し、70 協定を締結した。

効果や成果

企業活動の支障のない範囲で高齢者等の異変に対応している。

課題や今後の取組方針

異変があった際、スムーズに対応するため、見守り協力事業者と地域包括支援センターとの連携体制を維持・強化するため、両者が参加する情報交換等を行う機会を提供し、連携強化を図る。

事業名	避難行動要支援者避難支援制度の推進（No.182）	評価	4

事業内容・目標

災害時の要支援者の迅速・的確な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図る。

事業実績

名簿及び台帳を作成し、自主防災組織、民生委員児童委員協議会に情報提供を実施した。名簿提供を行っている要支援者数は、約 45,000 人である。

効果や成果

名簿を自主防災会及び民生委員児童委員協議会と共有することで、日頃の見守り活動の充実を図った。

課題や今後の取組方針

名簿への掲載者の中には、避難時の支援を必要としないと思われる人や、登録時の情報のまま、現状と身体状況等が異なる人もおり、令和６年度末に全体見直しの更新案内を発送した。最新の情報に更新した名簿の配布を実施していく。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

(No.174) 認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを、住民主体で実施する活動を支援し３地区で活動が実施された。

(No.175) 民生委員による高齢者実態調査として、75 歳以上の高齢者世帯等 56,293 件の調査を実施した。

(No.183) 地域防災訓練への参加促進、支援が必要な人の訓練への参加について、住民組織及び福祉団体に協力を依頼し、122,296 名が訓練に参加した。

(No.185) 通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための福祉避難所の確保及び運営について、庁内災害配備態勢の整備及び災害時の配備を行った。また、２回の情報伝達訓練の他、福祉避難所設置計画書の更新を行った。

効果や成果

（No.174）地域で認知症について考える機会を得ることにより、地域全体で認知症の方への対応を考えるという流れとなり、認知症当事者が安心して自宅で生活することができるようになった。

（No.175）対象となっている高齢者の状況を把握し、必要に応じた情報提供や支援に活用することができた。

（No.183）自主防災組織が中心となり、消火活動や防災資機材点検、AED の動作確認などの訓練を実施したほか、高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方の安否確認や避難訓練を実施できた。

（No.185）訓練により、福祉避難所の被災状況の報告から要配慮者の受入れ依頼までの一連の流れを確認できた。

４　評価

◆個別事業評価（全 18 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R6 年度	2	12	4	0	0	18

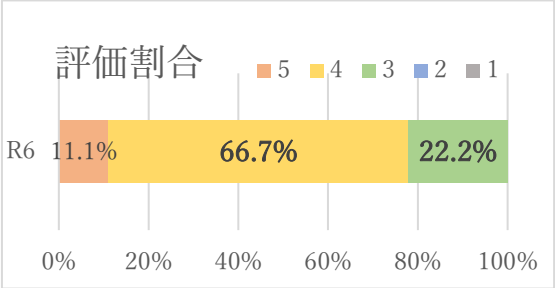

◆総合評価　　**A（平均点：3.67）**

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.174）認知症について学ぶ機会を積極的に設けたいという地域とそうでない地域で温度差がある。

（No.175）民生委員が不在等により未調査となっている地区での実施方法について検討が必要である。

（No.183）参加者の固定化や高齢化、訓練内容のマンネリ化

（No.185）指定施設との連携強化に加え、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づいた静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連携強化が必要。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.174）地域包括支援センターと連携して、未だに本事業を活用したことのない地域に積極的に事業活用の声掛けを行う。

（No.175）終活情報登録伝達事業の実施に伴い、事業内容が重複していることから、見直しを行う予定。

（No.183）地域の防災活動に女性や若者が参加しやすいよう、自主防災組織と連携・協力して参加の意識啓発を図る。

（No.185）福祉避難所設置計画書の更新による連携強化及び静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連絡体制の整備をしていく。

７　専門分科会の意見等

（No.169）認知症高齢者見守りシステム（しずメール）

●包括支援センターが、行方不明になった方のことや、見かけたら警察へということや、見つかりましたといった情報を発行してるが、その時にどれぐらいの市民からの通報があるのか数字のレスポンスが市民にはないので、数字を示していただけるとありがたい。

●認知症の方たちを見つけたときの対応について、包括主催で訓練を行っているかと思うが、訓練を受けるのは一部の地域の人になるため、せっかくしずメールがあるならば、どのように見つかったのか、見つけたらこのように声をかけましょうといった情報を、時々発信していただけたらと思う。

（No.175）民生委員による高齢者実態調査の実施

●75 歳以上でも、65 歳未満の人と同居する場合は調査対象から外されてしまうため、65 歳未満の障害のある方と同居している世帯は、既存の台帳とは別に新規台帳を作る等で別で管理した方がよいと感じている。そういった世帯の見守りが必要であると各民生委員は考えると思うので、民生委員に対して行政から指示や依頼等があれば民生委員も動きやすいのではないかと思う。

（No.185）福祉避難所の確保及び運営

福祉避難所の確保運営の件について、要支援者の中に妊婦から新生児をお持ちのご家庭も入るかと思う。静岡市でも、静岡市助産師会との協定の準備は進められていると思うが、なかなか協定を結ぶところまでは進んでいないと聞いている。ぜひ助産師会と静岡市が協定を結んでいただくことを早急に進めていただきたいと思う。

第４次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）事業実績調査票（調査票１）

基本目標	１：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】
取組の視点１－１：多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します	

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
1	【重点】静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業	市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅でずっと」、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図る。	一部委託	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,800人	月平均訪問者数：3,052人	情報発信を行うことにより、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。	発信した情報を受け止める月平均訪問者数を今後も継続して増加させる必要がある。	情報発信を継続し、適宜、掲載内容を見直す必要がある。	4	1,180	346	地域包括ケア推進課
2	市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民活動団体が自らサイトを更新しやすいよう、使い方紹介動画の作成を行い、サイト上で公開した。総アクセス数179,535/年	未だ、市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の87%に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、利用の促進と市民に対し、幅広くサイトの周知を行う必要がある。	市民活動団体に活発な情報更新を促すため、市民活動団体に使い方動画の周知や、情報更新の必要性を周知していく。また、市民に対して効果的なサイトの周知方法を検討する。	3	2,853	2,853	市民自治推進課
3	児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	直営	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	児童福祉週間（5/5～5/11）において、児童福祉週間の理念や制度について広く市民周知を図るため、広報紙や懸垂幕で児童福祉週間のPRを行った。	児童福祉についての周知・啓発に資することができた。	認知度・普及度の調査を実施しておらず普及啓発活動の効果が測定できていない	継続実施	4	0	0	こども未来課
4	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイトを管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、ＳＮＳを活用した情報発信を行います。	全部委託	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均48,372ページ	令和５年７月から12月にかけて実施したサイトリニューアルによるアクセシビリティの向上等により、令和６年度上半期のアクセス数が例年より向上したことから、前年度よりアクセス数が増加した。	更なるアクセス数の向上	引き続きイベント情報等需要の高いコンテンツの更新を充実させ、SNSからの誘導等の工夫により、アクセス数の増加を図る。	4	2,376	2,376	こども未来課
5	「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	一部委託	20,000部作成・配布	改訂を行い、20,000部作成・配布を行った。	市の子育て支援制度やサービスの情報が一冊で伝わるツールとして、妊娠・子育て世代に対する情報発信に活用できた。	なし	継続実施	4	1,672	1,672	こども未来課
6	青少年対象事業に関する情報提供	内閣府主催青年国際交流事業等、青少年を対象とする各種事業について市webサイトや市facebook等を活用し、市民向けの広報を実施します。	直営	市Webサイトで青少年向けイベントを紹介したほか、市内青少年団体の活動に関する広報実施	青少年団体からの依頼がなく、実績なし	－	－	引き続き青少年団体からの依頼に応じて広報協力を行うが、本計画における掲載事業としては廃止方針である。	1	0	0	こども若者応援課
7	視覚障がいのある人等への音訳資料の提供の推進	視覚障がいのある人等のために、音訳資料の製作・貸出し等を実施します。	直営	継続	音訳資料の製作52件 音訳資料の貸出	・音訳ボランティアの協力により、音訳資料の製作をし、貸出を行った。当市で所蔵していない資料については、相互貸借の制度を利用し、他施設から取り寄せ、貸出しを行った。	・利用者の高齢化により、利用者数が減少している。	・引き続き、ボランティアをサポートし、音訳資料の製作を行う。 ・ウェブサイトで情報発信をする。	4	433	433	中央図書館
8	点字・声の広報等発行事業	視覚障がいのある人を対象に、広報しずおかの点字文書や録音テープ及びデイジーCDを作成し、情報提供を実施します。（声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）各年12回）	一部委託	継続実施	声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）を年各12回発行した。	声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）を年各12回発行し、必要な人に届けることができた。	年々、利用者が減少している。	利用者拡大のための記事を広報紙に掲載し、情報周知をする	4	5,479	4,161	広報課
9	障がい者スポーツへの理解促進	スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設け、障がいのある人のスポーツ活動に関する理解の促進を図ります。	直営	・障がい者スポーツ体験イベントを年４回実施 ・障がいのある人との交流イベントを年１回実施	・体験イベント、交流イベントを年４回実施 ・延べ参加人数：746人	・市民のパラスポーツへの理解を深めた	・障害がある人の参加が少ない	今後も事業を継続して行い、障害のある人の参加をより一層増やしていくような企画、広報等をしていく。	3	0	0	スポーツ振興課
10	ねんりんピック選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指します。	補助金	派遣選手人数：154人	派遣選手人数：137人	代表選手団を派遣することで、全国の選手や地元ボランティアの方々と交流することができた。	・大会（予選会）への新規参加選手が少ない。 ・代表選手選出基準や大会参加者への参加費補助基準が不明確。	・予選会を開催する競技団体へ大会周知を促すとともに当課としても広報紙などで情報発信する。 ・市・実行委員会事務局・各委員で協議の上、大会参加基準の要綱化を目指す。	4	15,235	13,396	高齢者福祉課
11	介護保険制度趣旨普及	一般市民向けパンフレットの作成等を通じ、介護保険制度の周知を図ります。	直営	・印刷部数40,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	・印刷部数　43,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	印刷部数の目標を達成し、希望者へ滞りなく配布できた。	例年、同内容であるため魅力あるわかりやすい冊子制作の工夫が必要。	本市の介護保険制度を広く周知できるよう、わかりやすい冊子作りを行う。	4	1,688	1,278	介護保険課
12	障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業	身体障がいや知的障がいに対する特性を理解したり、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの理念を推進するため、専門研修等を実施します。	直営	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等12回(150%) 情報誌配布 ホームページの更新	積極的に研修会を実施したことにより障がいに対する理解度や支援力向上、関連機関間の連携強化が図れた。また、ホームページの更新や情報誌の配布など支援に必要な情報の周知を行うことにより、適切な支援への情報提供に繋がった。	研修会等の実施は目標を達成しているが、研修会により多くの方が参加できるよう継続的に、方法や手段の検討が必要である。	障がいに対する理解と支援力向上のためにより多くの方に参加していただけるように周知を図り、引き続き地域リハビリテーションの推進やノーマライゼーションの普及・啓発に取り組んでいく。	5	331	291	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
13	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいのある人とない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、障がいに対する理解促進を図ります。	直営	応募作品数：25点	令和6年度応募作品数　10作品 （作文3作品、ポスター7作品） 作文において、静岡市代表作品が内閣府佳作を受賞	予定通り事業を実施できた。応募数は昨年度を下回り、目標値を達成することはできなかったが、静岡市代表作品が、内閣府佳作を受賞し、内容は充実するものであった。	作品応募数の減少	作品応募数の増加図るため、引き続き効果的な周知方法を検討する。	3	27	9	障害福祉企画課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
14	心のバリアフリーイベント	障がいのある人との交流イベントを実施します。また、障害者週間（12月３日～９日）に市庁舎内で障がい者団体等を紹介するパネル展示と市街での啓発品の配布等の啓発活動を実施します。	その他	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90％以上	12月の障害者週間に、パネル展示、啓発品の配布を実施した。またエスパルスの試合で心のバリアフリー啓発動画の放映を行った。 心のバリアフリーイベントを、3年ぶりに開催した。	来場者アンケートで、「障がいや障がいのある人について理解が深まった」または、「少し深まった」と回答する割合が97.4％と目標値を上回った。	心のバリアフリーイベントは、年に一度、屋外で開催のため、荒天などにより中止となるとその年度は実施できなくなる。	荒天により中止となる可能性があるため、実施場所や開催時期、方法を検討していく。	4	1,900	1,048	障害福祉企画課
15	公共施設を活用した授産製品の普及支援	葵区・駿河区・清水区庁舎等の公共施設に自主製品の展示販売所を設置し、障がいのある人の能力、就労意欲の向上及び工賃向上を図ります。	その他	継続実施 （各区1箇所設置）	継続実施 （各区1箇所設置）	通常販売に加え、年２回季節のイベントを行うことで、購買機会の拡大に努め、授産製品の普及を図ることができた。	新規事業所をさらに増やし、自主製品の展示販売の活性化をしたい。	新規事業所を募集しつつ、今後も継続して、毎月各区１か所の自主製品展示販売所を設置し、購買機会の拡大に努めることで授産製品の普及を図る	4	0	0	障害福祉企画課
16	地域における障がいの理解促進事業	市政出前講座の実施等を通じ、地域における障がいへの理解を促進します。	直営	継続実施	市政出前講座の実施を９件行い、理解促進を図った。 また、障がい関係団体等と連携し、障害者週間（12月３日～９日）中に、障がいに関する理解促進啓発活動を実施した。	市政出前講座に対するアンケートにおいて、「理解できた」との回答が得られており、地域における障がいへの理解が促進されている。	出前講座の件数増加を図る等、一層の理解促進を目指していく必要がある。	講座の内容を随時見直すなど、需要を高めていく。	3	0	0	障害福祉企画課
17	人権啓発事業	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、各種啓発事業を行う。	一部委託	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90％	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：92.7％	こども園の児童から大人まで、様々な啓発活動を通じて多様性や人権の大切さを啓発することができた。	多様性を認める社会の意識を維持、向上させるためには啓発活動を継続させていくとともに、社会の感覚にあわせて啓発活動の内容を検討する必要がある。	今後も継続的に実施	4	5,688	4,952	男女共同参画・人権政策課
18	道徳・人権教育担当者会	年２回、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者を集めて、研修会を実施します。	直営	「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95％以上	第１回研修会では、文部科学省から教科調査官を招き、道徳教育推進教師としての役割について理解を深めた。 第２回研修会では、道徳教育と人権教育を両輪にした講義・演習を行い、各校における実践を振り返るようにした。またその中で教育活動全体を通した道徳教育が推進できるよう、全体経計画別業の効果的な作り方についても共通理解を図った。	全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童は96.7％、生徒は95.3％であった。 道徳教育推進状況調査において、「生命の尊さと自他の生命尊重」と「いじめ予防に係る内容項目」の授業実践を年度内に全学級で実施した学校は97％であった。	道徳教育推進状況調査において、全学級の命の尊さやいじめ予防等に係る授業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的、継続的に実施することができていない。	小中一貫教育を軸にして、系統的・計画的に充実した道徳教育の指導が推進できるように、年間指導計画の点検と改善について、研修会で周知徹底する。	5	0	0	学校教育課 教育センター
19	福祉のまちづくりの推進（ゆびぷら関係）	施設のバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ「Ｕ／Ｂぷら（ゆびぷら）」により市民に向けてユニバーサルデザイン・バリアフリー等への意識の啓発を図り、思いやりの心をもってお互いを尊重しあえるよう、誰もが自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりの推進に取り組みます。	全部委託	掲載施設数の追加　10件	掲載施設数　14件追加	ホームページを円滑に運用し、事業目標以上の施設について追加掲載できた。	・民間からの投稿制であるため、マップの更新頻度が少ない。 ・啓発活動における他課との連携不足。	市民や民間事業者に、ホームページ「U／Bぷら（ゆびぷら）」の周知を行い、掲載施設を増やす。	5	462	462	福祉総務課
20	児童虐待防止月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	一部委託	啓発活動実施	清水エスパルスと協働でオレンジリボンキャンペーンを以下のとおり実施。 啓発動画・静止画・ポスター（450枚）の作製及び１か月間静鉄バス・電車・セノバ地下通路でのサイネージ広告や掲示。 エスパルス公式戦へ来場した18,046人に対し、ハーフタイムやハイビジョン等を活用し啓発。	対象となる子育て世代を中心とした幅広い年代からの注目度が高いスポーツチームと協働で、より多くの人が目にする方法で啓発を実施できた。	費用対効果を評価することは困難。 県との共催事業を含め、実施方法の検討が必要。	次年度から委託料に係る予算は無くなるが、効果的な事業のあり方について検討しながら事業継続。	4	1,160	1,142	こども家庭福祉課
21	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和６年度ヘルプマーク配布実績数1,857枚（静岡庁舎等窓口配布1,818枚、静岡病院39枚） 令和６年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数893枚	ヘルプマークの周知が進み配布数が伸び、ヘルプカードは必要とする方への配布ができ普及啓発を図ることができた。	ヘルプマークの啓発活動を推進し、ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力をもとに、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	0	0	障害福祉企画課
22	「性の多様性」に関する啓発の実施	啓発パンフレット「にじいろＢＯＯＫしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。	直営	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：3回	教育機関を中心に講座の申込みがあり、受講した方の反応もおおむね好評であった。 性の多様性を自分ごととして捉える機会ができたことで、多様性を認めることの重要性について御理解いただけた。	講座内容が難しかったとの意見もあった。 性の多様性を認め合うことの重要性を理解していただけるよう、受講者の年齢層等にあわせて、講座内容をブラッシュアップしていく必要がある。	今後も継続的に実施	3	0	0	男女共同参画・人権政策課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
23	生涯学習施設での多様性の尊重など社会的包摂の実現に資する講座等の開催	幅広い世代に対して、人権、多様性の尊重、障がい者理解、介護やこころの健康など社会的包摂の実現に資する講座等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	32施設中28施設で実施。 （清水区21施設中17施設、葵区・駿河区11施設中11施設で実施）	・社会的包摂の実現に資する講座を実施することで、広く市民に普及・啓発することができた。 ・清水区の生涯学習施設では、仕様書で社会的包摂に関する講座の実施を必須としていないことから、４施設で実施がなかった。しかし清水区は、葵区・駿河区に比べて多数の生涯学習施設が点在しており、実施がなかった施設の近隣の施設で講座を実施していたことから、広く市民が社会的包摂に関する講座を受講できる環境にあったと言える。	参加者が少ない講座もあり、対象者に情報を届けることの難しさを課題に感じている。	引き続き仕様書にて講座実施を指示するとともに、より広い年代に講座を受けてもらえる方法を検討していく。	3	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課

基本目標　　１：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】	
取組の視点１－２：支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します	

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
24	福祉教育の実施・推進	学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を通じて、健康福祉や障がいの理解を深め地域リハビリテーションの理念を推進します。	直営	講座開催数：20回以上（うち学校への福祉教育　10校以上）	小学校や高校、自治会等に対し、見学・体験や講座の実施。 （実績） 講座開催数：29回（145%） （内訳） 教育講座（市民向け・専門職向け）：11回 福祉教育：18回（14校）	福祉教育において、学習体験できる内容を明確化したメニュー表を提示したことにより、学校からの相談や依頼が想定数を上回った。 また、教育講座はアンケート結果や受講者の声を反映した講座内容に見直しを行ない福祉教育同様90%の満足度が得られた。	引き続き事業目標が達成できるように事業周知を行っていく。	引き続き、関係機関との連携を図りニーズ把握や質の向上を図っていく。	4	666	432	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
25	学校における福祉教育の実施	社会福祉協議会と連携しながら、地域のお年寄りや障がいのある方と交流したり理解を深めたりする教育活動を実施し、共生社会の実現に向けた福祉教育の促進を図ります。	直営	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96%を維持	お年寄りや障がいのある方との交流や理解を深める授業を行った。令和６年度全国学力学習状況調査では、「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童は95.6%、生徒は95.3%であった。	お年寄りや障がいのある方との交流や理解を深める授業を行ったことにより、体験活動を通して、児童生徒の福祉や共生社会の実現に対する意識を高めることができた。	継続的にお年寄りや障害のある方との交流機会をもつために、各学校の年間の教育計画に位置付けていく必要がある。	各学校において、福祉について扱う授業やお年寄り等との交流等を位置づけ、児童生徒の共生社会に対する意識を高める。	3	0	0	学校教育課
26	地域リハビリテーション推進に関する各種講座・研修等の開催	市民及び事業者等を対象に地域リハビリテーション推進に関する各種講座の開催や職員の派遣を行います。	直営	実施回数：25回	健康づくりに興味の市民グループや医療・介護業務に従事する専門職に講座を実施。 （実績） 実施回数：24回（96%） （内訳） 教育講座：８回（市民向け・専門職向け） 介護予防講座：16回	在宅介護をテーマにリハビリテーションの視点を活かした講話と実技を行い、介護技術を学ぶ機会につなげた。その他、関係機関との講座内容等の事業整理を行ない、実施回数はわずかに計画値に及ばなかったが、講座内容を充実させたことにより、受講者からは90%以上の高い満足度が得られた。	引き続き事業目標が達成できるように事業周知を行っていく。	受講者アンケート等を活用し、受講者ニーズに基づく講座の内容を実施していく。	4	1,081	219	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
27	ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。	直営	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施 ・ユニバーサルデザイン出前講座の実施 ・UDアドバイザーの実施	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施（書面開催）。 ・小学生向けUD出前講座11校、受講者879人。（令和６年6月から令和6年11月実施） ・UDアドバイザー制度の活用　9回	ユニバーサルデザイン推進会議（書面開催）実施により、ユニバーサルデザイン推進委員に対し、市職員としてのユニバーサルデザインの考え方について知識を深めてもらうことができた。 また、ユニバーサルデザイン出前講座実施により、小学生に対してユニバーサルデザインの普及啓発を行った。 UDアドバイザー制度については、計9回の活用により、庁内のUD推進に貢献した。	令和7年度からはUDアドバイザー制度のみ継続していくため、制度活用を周知していく必要がある。	今後は主管課が、各事業においてユニバーサルデザインを考慮して主体的に実施する状態にシフトする。 また、引き続きUDアドバイザー制度は継続し、各課の主体的なUDの取り組みを支援していく。	4	230	177	景観まちづくり課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】	
取組の視点２－１：一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します	

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
28	【重点】成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない市民を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	一部委託	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	計画通り事業を実施し、概ね目標どおり達成することができた。	制度利用に係る関係機関の情報共有・連携促進に課題がある。	関係機関の連携に係る課題の棚卸・解決を進める。	4	58,310	46,496	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績					（9）評価	（10）事業費（千円）		（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等		予算額	実績額	
29	【重点】ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。	一部委託	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100% 関係機関職員研修6回	・（継続相談者の）負担軽減率：100% ・相談受付件数：35世帯50人 ・研修実績：当センター主催６回 依頼のあった研修17回 ・ヘルパー派遣事業：15世帯 ・ピアサポート事業：２カ所８回	・昨年度に比べ、把握したヤングケアラーの人数が増えており、研修をはじめとした周知啓発の一定の効果があると考えられる。	・「子ども若者育成支援推進法」の改正により、対象年齢が40歳未満とするなど、ヤングケアラーの定義が明確になった。若者世代も対象となったことから、こども世代に限らず、若者世代への把握に力を入れていくと共に大学、就労支援の関係機関や企業等へのさらなる周知啓発が必要といえる。	・今後も潜在化しているヤングケアラーの把握のため、アウトリーチ型支援に力を入れていく必要がある。	4	2,334	1,077	こども若者応援課
30	福祉有償運送の登録支援	通院、通所等における高齢者や障がい者など、移動制約者の輸送を確保することを目的として行われる福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行います。	直営	継続実施	"・運営協議会の開催（R7.2） （新規登録事業者１者 更新2者） ・事業者報告のとりまとめ ・事業者からの相談対応"	福祉有償運送が円滑に実施に貢献し、高齢者や障がい者などの移動制約者の輸送の確保に寄与した。	近年、福祉有償運送登録から撤退する事業者がみられる。	原因等を把握し、引き続き事業者の登録や運営を支援していく。	4	127	92	福祉総務課 障害者支援推進課 介護保険課 精神保健福祉課 交通政策課
31	社会福祉法人及び社会福祉施設などに対する監査指導	社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁として法人に対する指導等を行います。また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設が福祉に係る法令等に基づき適正に運営されているかどうかを確認し、指導等を行います。このほか、福祉事務所等の事務が各法令に基づき適正に行われていることを施行事務監査により確認します。	直営	継続実施	①社会福祉法人に対する指導監査：26法人 ②社会福祉施設に対する指導監査：61施設 ③福祉事務所等に対する施行事務監査：３課	年間計画に沿って監査を実施し、法人運営、会計処理及び各施設運営事務等において改善が必要な事項について是正するよう求め、改善報告や計画を受けることによって、各法人や施設における適正な運営に資することができた。	指導監査の実施にあたり、社会福祉法や財務会計等の専門的な知識が必要となるが、人事異動により早ければ2、3年で職員が異動となってしまうため、担当者が習得した知識や、経験に基づく専門性が蓄積されにくい。	新任者に対するOJT指導や、定期的な係内検討会のほか、各種研修の受講を継続的に実施していく。	4	764	492	福祉総務課
32	ライフサポート事業	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び介護力の回復を図るため、通所施設でショートステイを提供する事業を実施する団体に対して補助を交付します。	補助金	継続実施	４事業所 （参考：R5年度４事業所）	重症心身障害者（児）の家族を支えるサービスを提供する事業所への助成を適正に実施した。	事業内容の周知	引き続き、適正な助成に努める。	3	1,085,000	290,115	障害者支援推進課
33	障がいのある人に対する移動の支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援に要する費用の一部を助成します。	全部委託	実利用者数(月)：583人 提供時間数(月):5,329時間	実利用者数(月)：732人 提供時間数(月):6,040時間	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ガイドヘルパーが外出のための支援を行い、利用に対する費用の一部を助成した。	引き続き、適正な助成に努める。	引き続き、適正な助成に努める。	4	166,802	166,213	障害者支援推進課
34	重度身体障害者在宅安心システム（緊急通報）	重度の身体障がいがある人の緊急時の不安軽減を図るため、緊急、火災、ガス漏れの通報機器を設置し、緊急事態の把握及び速やかな対応を民間警備会社に委託します。	全部委託	継続実施	利用者数９件 通報件数０件	警備会社2社に委託し、利用者の安否確認等を行った。	対応できる警備業者が限られている。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	581	439	障害者支援推進課
35	重度身体障害者住宅改造費補助事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して生活できるように、住宅改造費の一部を助成します。	直営	継続実施	補助金交付件数：3件	日常生活用具給付等事業の対象に収まらない住宅の改造に助成を行った。	大規模改修の希望が減少傾向にある。	令和6年度末で事業終了。	4	2,000	1,750	障害者支援推進課
36	障害福祉サービス事業所等の指定及び指導等	障害福祉サービス事業の指定申請について審査を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や実地指導を行います。	直営	継続実施	①事業所の新規指定 129事業所（157サービス） ②運営指導 234事業所（316サービス） ③集団指導 ２回（令和６年７月10日、令和７年３月13日）	・新規指定事業所が増加することにより、利用者の事業所選択にあたっての選択肢が多くなった。 ・運営指導及び集団指導の実施により、事業所の制度理解度が向上した。	障害福祉サービス事業所等のサービスの質の確保。	運営指導及び集団指導により、各事業所のサービスの質の確保図っていく。	4	546	333	障害者支援推進課
37	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、障がいの種類と程度に応じて各種の生活用具の費用を助成します。	直営	継続実施	介護・訓練支援用具　134件 自立生活支援用具　594件 在宅療養等支援用具　131件 情報・意思疎通支援用具 304件 排泄管理支援用具　16,153件 在宅生活動作補助用具　0件	ストマ装具を中心に申請があり、その購入費用の助成を行った。	物品の価格上昇に伴う給付額の増加。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	214,722	210,581	障害者支援推進課
38	訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。	全部委託	登録利用者数：84人	利用登録者数：93人	登録利用者数の目標値を達成し、かつ適切なサービスの提供ができた。	年々利用者が増加している状況を踏まえ、今後も利用者が安定的にサービスを受けることができるよう適正な予算を確保する必要がある。	引き続きサービスを必要としている利用者が利用できるよう、各区支援課と協力して取り組んでいく。	4	73,443	67,312	障害福祉企画課
39	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	直営	派遣申請に対する派遣件数の割合：100%	100%	すべての申請に対して派遣できた。	利用者の高齢化や社会参加に伴い、申請内容が多岐にわたり、対応できる通訳者が少ない。より高いスキルがある通訳者を増やすため、通訳のスキル向上を図る必要がある。	引き続き依頼があった申請すべてに対応していく。	4	7,605	6,264	障害福祉企画課
40	理容・美容サービス事業	介護保険で要介護３以上の認定を受け、寝たきり等の理由で外出が困難な高齢者に対して、年２回を限度として理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。	全部委託	申請に対し、適切に理容・美容サービス利用券を交付する	利用人数：318人 利用回数：318回	寝たきり等により、外出して理容・美容サービスを受けることが困難な在宅の高齢者に対してサービスの提供を通して心身の安らぎを与え、対象者及びその家族の福祉の向上を図ることができた。	サービスを実施する協力店が年々減少。地域によっては、サービス協力店が一店舗もないところや、サービス協力店舗数が少ない地域があり、対象者がサービスを利用しづらくなっている。	サービス協力店が増えるよう令和６年に委託料を見直したが、委託料などを今後も継続して検討していく。	4	1,770	976,000	高齢者福祉課
41	はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度	75歳以上の高齢者に対して、健康の保持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。	全部委託	申請に対し、適切にはり・きゅう・マッサージ助成券を交付する	交付者数：2,754人	はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の保持と福祉の増進を図ることができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	今後も施術者の協力のもと事業の効果検証を行い、助成額や対象者の見直しを検討する。	4	9,232	8,596	高齢者福祉課
42	高齢者紙おむつ支給事業	低所得者世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、要介護３以上又は特に排泄機能に支障があり、紙おむつが必要な要介護１、２の方に紙おむつ引換券を支給し、在宅高齢者の安らかな生活の確保と、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	全部委託	申請に対し、適切に紙おむつ券を交付する	利用者に対し適切に支給した。 （支給人数：1,776人）	紙おむつ引換券を支給することで、在宅高齢者の福祉の向上及び介護者の経済的負担を軽減することができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	令和８年度の財源を含めた事業見直しに向け、令和７年度中に介護度別に紙おむつの必要性や紙おむつの必要数等の調査を行う。	4	73,813	70,545	高齢者福祉課
43	あんしん住まい助成制度	65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を補助します。	直営	申請に対し、適切に補助金を交付する。	利用者数　７人	住宅改修の経済的負担を軽減し、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送るための支援ができた。		令和６年度を以て事業廃止	4	0	0	高齢者福祉課
44	認知症ケアパスの策定・普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの作成・見直しを行い、普及を推進する事業を実施します。	直営	市域版認知症ケアパスの検討の実施	実施	市民目線のものに作り変えることで、より見やすい物へとなった。	事業や施策が変更・追加となった際には随時追加が必要。	毎年見直しを実施予定。	3	12	0	地域包括ケア推進課
45	認知症疾患医療センターの運営	認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。	全部委託	３箇所運営	３箇所運営	認知症専門の医療機関を運営を実施し、認知症の疑いのある人を速やかに鑑別診断につなげた。	地域の認知症医療従事者に対する研修や、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を開催しているが、コロナ禍以降参加者が減少しており、参加者の募集に苦慮している。	運営を継続して実施する。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、引き続き新たな整備について検討する。	5	10,336	10,274	地域包括ケア推進課
46	高齢者の終活支援の実施	安心して最期の時を迎えられるように、終末期医療や死後の対応等について予め準備を行うことについての啓発を含め、支援を行います。	直営	実施	①エンディングノート：7,500部配布 ②静岡市終活支援優良事業者認証事業：新たに１事業者を認証	①市民へ周知するとともに、ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）その他様々な場面での活用を促した。 ②終活支援優良事業者が、合計２事業者となり、市民が安心して事業者を活用した終活を行える環境が拡大している。	終活の必要性について、広報に加え、ラジオやＳＮＳ等で周知を行うとともに、医療・介護の専門職等からエンディングノートを通じて周知啓発及び介入を行ってきたが、引き続き、何処にもつながっていない方、無関心な方へどう介入していくかが課題である。	令和７年度より、新たに保健福祉長寿局に「安心感がある温かい社会推進課」を設置するとともに、市民の相談窓口として「終活相談窓口」を設置し、終活の周知啓発及び介入を強化していく。	5	893	853	地域包括ケア推進課
47	福祉用具・住宅改修支援事業	リハビリ専門職員が所内に展示している福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション室等を活用し、相談・情報提供等を行います。	直営	延相談件数：200件	福祉用具・自助具や住宅改修シュミレーション等を活用した相談及び情報提供の実施。 （実績） 延相談件数：159 件(79%)	リハビリの専門職が、複合的な課題を有する困難事例等に対して、関係機関と連携を図りながら、福祉用具やシミュレーション室等を活用した助言を行い課題解決に繋がった。	簡易な相談内容に関しては減少傾向にあり、計画値に対して79%となったが、複合的な問題を抱える困難ケースに関してはR5の相談件数に比べ増加している。引き続き相談者や関係機関のニーズを把握し、要望に応じた相談対応や福祉用具の展示等を行っていく。	相談者アンケート等によるニーズ調査を行い、市民の要望に応じた福祉用具展示及び支援体制に繋げる。引き続き地域包括支援センター等の関連機関に施設パンフレット等を配布し周知を図る。	3	533	469	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報の提供並びにその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。	委託	訪問率：100%	訪問率　100.8% 訪問件数　3,643件 （転入妊婦分含む）	未訪問者への電話勧奨等の徹底を図り、一定の訪問率を維持した。	未訪問者へ電話等による勧奨など、訪問率の向上を図る必要がある。	児童福祉法に基づき実施する事業のため継続し、子育ての孤立化防止、必要な情報提供、適切なサービスへ結びつけ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。事業に必要な知識の向上又は技術の習得を図るため、研修を実施する。	4	11,165	10,629	こども家庭福祉課
49	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開により頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族の介護負担の軽減を図るため、訪問看護等を実施します。	全部委託	委託事業者数 ２施設	委託事業者数　３施設 利用者数　２人 事業実施回数　９回	委託契約を締結した３施設のうち２施設で利用があり、次年度も継続して実施したいという意向を確認した。 利用者アンケートでは、利用しての思いの問で２名とも「よかった」との回答だった。	リフレッシュ事業について、利用者から「よかった」という声がある一方で、事業者が少ないという意見があり、委託事業者数確保のため、本事業を広く周知する必要がある。 事業利用対象者の特性から、窓口、郵送以外の申請方法を検討する必要がある。	事業を継続的に実施するため、周知方法及び電子申請の導入について検討する。	3	1,502	251	保健所総務課
50	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	【こども園課】直営 【幼保支援課】 全部委託 【子ども未来課】 全部委託	【子ども未来課】 14,800人 【こども園課・幼保支援課】 幼稚園利用 172,061人 その他利用 40,509人	【こども未来課】 静岡中央・清水中央子育て支援センターの２か所で一時預かり事業を行った。 静岡中央：7,202人 清水中央：4,378人 計：11,580人 【こども園課】 保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、市立こども園において、一時的な預かりを実施した。 幼稚園利用　6,196人 その他利用　5,751人 （その他利用内訳） 市立こども園　1,073人 待機児童園　4,678人 【幼保支援課】 幼稚園利用 182,826人 その他利用 14,793人	【こども未来課】 ・目標を下回ったものの、利用者のニーズに沿い、適切に事業を実施している。利用予約時に利用が叶わない希望者については、託児希望理由を聞き可能であれば別の時間帯での理由を進めるなど、ていないな対応を行っている。 【こども園運営課】 実施するすべてのこども園等において、一時預かりのニーズに概ね対応することができた。 【幼保支援課】 実施するすべてのこども園等において、一時預かりのニーズに概ね対応することができた。	【こども未来課】 なし 【こども園運営課】 保育教諭の不足により十分な受入れができない園があった。	【こども未来課】 継続して事業を実施 【こども園運営課】 保護者のニーズに少しでも対応できるよう、保育教諭の人材確保に努める。 【幼児教育・保育支援課】 引き続き保護者等のニーズに合わせた体制を整えていく。	3	【こども未来課】124,838 【こども園運営課】0 【幼児教育・保育支援課】274,665	【こども未来課】124,018 【こども園運営課】0 【幼児教育・保育支援課】269,882	こども未来課 こども園運営課 幼児教育・保育支援課
51	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産直後や多子家庭で家事・育児を行うことが困難な家庭、又は妊娠中体調不良の方に、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	委託	登録者数：360人	登録者数：281人	家事、育児の支援を希望する人にヘルパーを派遣し、子育ての負担軽減や育児不安の予防が図れた。	利用者負担額の減額や利用可能なサービス、事業者の拡大を求める声がある。	利用者負担額、提供するサービス内容などについて検討する。	3	2,340	1,878	こども家庭福祉課
52	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	委託	市内３カ所で実施	市内３か所で実施	児童福祉施設等において短期入所を実施し、子育て家庭への支援が出来た。	受入施設には定員等があり、必ずしも希望とおりに利用が出来るとは限らない。	施設等を新しく設けることは困難であるが、関係機関と協力して事業を実施していく。	3	1,569	1,221	こども家庭福祉課
53	バリアフリー法等に基づく建築物の整備の促進	バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。公共施設については、市公共建築整備指針及びマニュアルに基づくチェックシートの活用及び庁内関係課に対する説明会を開催します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。	直営	45%	県福祉のまちづくり条例適合率 23.3%（令和６年度末時点）	・適合率は低下したものの民間事業者への寄り添うための仕組みづくりについてのアドバイスはできており、提出件数については前年よりも上がっている。	・適合率向上に向けた啓発	・制度の周知を継続するとともに、適合率の向上を目指す。	3	0	0	建築安全推進課
54	家具等固定推進事業	地震時の家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や、重度の障がいのある方が同居する世帯における、家具等の固定費用の助成を行います。	補助金	10件/年	補助件数：10件	・補助件数は目標を達成した。 ・木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に家具等固定推進事業のチラシを配布することで制度を周知しており、申請者の増加に繋げている。	・家具固定事業のみのニーズが減少している。	・引き続き、木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に家具等固定推進事業のチラシを配布することで制度を周知する。	4	120	108	建築安全推進課
55	がん末期在宅介護支援事業補助金	末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。	直営	事業の実施（不適切な支給なし）	要介護認定申請の結果、非該当になった末期がんの方が在宅介護サービスを利用した場合に、費用の一部について補助金を交付する事業。申請の問合わせ、相談はあったが、令和６年度は補助要件を満たす対象者はなかった。	要介護（要支援）認定の結果が非該当となったがん末期患者の在宅サービス利用の確保を図るための事業で、申請についての相談はあり、自宅で終末期を過ごす支援となっている。	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等の要件を満たす対象者は少ない。	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等と要件を満たす対象者は少ないが、終末期に経済的不安から、必要な最低限のサービスを使えないことがないようセーフティネットの役割を担っており、事業は継続していく。	4	235	0	介護保険課
56	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年4回協議会実施	・緊急時の医療的ケア児等への支援についての調査を実施。	緊急時の支援等について、継続して検討していく必要がある。	特別支援センターと連携し、必要に応じて協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	448	300	障害福祉企画課
57	医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	２人工配置	２人工配置	・医療職、福祉職の２人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・実態把握調査を実施。市内の医療的ケア児および重症心身障害児者の人数を把握した。さらに、地域の支援者への個別指導、引継ぎ等を実施した。	地域の支援者への個別指導及び引継ぎについて、地域の実情に応じた方法を検討する必要がある。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、地域の支援者の対応力向上をはかることで、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	19,284	19,280	障害福祉企画課
58	若者を対象としたＤＶ防止対策の実施	若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートＤＶ防止の啓発を進めます。	委託	講座の開催	講座の開催	講座の受講を通じ、受講者がお互いを尊重する関係を築くためにデートDVについての理解が深まり、知識を習得することができた。	デートDVについての理解や認識が足りていないため継続して周知していく必要がある。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課
59	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない市民に対し、日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続等を支援します。	補助金	415件	407件	目標契約件数に対し、98%の契約件数を達成することができた。	事業を必要とする人に情報が届くよう、更なる情報発信が必要。	各種研修、民生委員や介護事業者への事業説明を通じて、情報発信を積極的に行う。	4	82,762	82,762	福祉総務課
60	障害者差別解消法への対応	法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等を一緒に、合理的配慮のあり方を考えます。	直営	法への適切な対応	障がいを理由とする差別に関する相談への対応を行った。	障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応し、事案の収集につなげることができているため。	関係部署との法的理解を促進し、法への適切な対応、障がいを理由とする差別の解消を推進する必要がある。	引き続き、障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応する。	4	0	0	障害福祉企画課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
61	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。	一部委託	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備	虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：２回 精神科病院における虐待対応の整備を実施	・年間を通して虐待防止センターを開設し、協定施設と連携することで、虐待発生時に適切な対応ができている。また、研修会を２回実施し法制度の周知を行うことができた。 ・通報受理体制やケース会議における外部専門家の調整、実施指導監査における医療機関への指導等を実施、精神科病院における虐待通報に対して100%対応した。	・支援体制をより充実させるため、行政と虐待防止センターの円滑な連携に向けた取組や事業所内での虐待防止に継続して取り組んでいく必要がある。 ・当該事業は精神保健福祉法一部改正により令和6年度から開始されたものであり、虐待状況の年次公表等については、静岡県等と協議し整備する必要がある。	・行政と虐待防止センターの連携強化及び事業所に対する法制度周知のため研修会を継続していく。 ・虐待状況の公表方法等について、静岡県と協議し、引続き対応の整備を行う。	4	3678	3071	障害福祉企画課 精神保健福祉課
62	高齢者虐待防止策の推進	高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。	一部委託	高齢者が虐待防止ネットワーク運営委員会開催：２回 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催：２回	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催：２回 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催：２回	・運営委員会において、関係機関と現状の情報共有や意見交換を行うことにより連携を図った。 ・パンフレット配付や広報掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講演会を実施し、一般市民や介護事業者への高齢者虐待防止普及啓発を推進することができた。 ・関係機関との連携により一時保護が必要な案件について、全件保護することができた。	高齢者虐待の要因は複雑化しており解決に時間を要する案件も増えているため、虐待防止のための啓発や早期対応のための関係機関の連携が一層必要となってくる。	虐待防止のための効果的な啓発方法について検討するとともに、引き続き運営委員会の開催等により関係機関の連携強化を図っていく。	4	4,754	4,188	地域包括ケア推進課
63	生活困窮者自立相談支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、又、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施します。	委託	支援終結した者の内、自立した件数：60件	支援終結した者の内、自立した件数：65件	・自立相談支援機関において、相談者の状況に応じたプランを作成し、適切な支援が実施され、相談者が生活困窮状態から脱却することができた。	・相談者に対して、適切な支援を実施することで、自立件数のさらなる増加を図る必要がある。	・生活困窮者が早期に暮らし・しごと相談支援センターにつながるようにするため、庁内外の関係機関へ事業周知をするとともに連携の強化を図る。	4	44,116	44,116	福祉総務課
64	発達障害者支援事業	自閉症スペクトラム障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいのある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。	全部委託	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：2700件 巡回支援機関：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：1853 件 巡回支援機関：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	発達障がいのある人の支援について、本人や家族に対する直接支援や関係機関への助言、静岡市全体の地域づくり等を実施できている。	子育て支援センターやこども園、学校等で軽微な相談については対応が可能となったことで、相談件数が減少している。その一方で問題が重篤化した人への支援ニーズなどの増化があり、発達障害者支援センターの在り方について検討が必要である。	問題が重篤化した人への支援やコンサルテーション等あり方などを検討し、発達障害者支援センターの専門性の強化を行う。	4	59,780	59,554	障害福祉企画課
65	地域包括支援センターの運営、機能強化	地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの４業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、基幹的機能を担い、地域包括支援センターの資質向上を目指します。	全部委託	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	前年度に継続して地域包括支援センターを29か所設置・運営することで、地域の高齢者の身近な相談窓口としての機能が維持されている。 また、複雑化する相談に対応するため、研修やOJTを実施し、センター職員の資質向上を図ることができた。	地域包括支援センターに求められる業務が増加し、職員の負担が大きくなっている。新規配属された職員に対する人材育成についても、各地域包括支援センターで差がみられるため、研修実施の継続や、人材育成に関する統一指標の作成が必要 物価高騰の影響もあり、令和８年度の長期継続契約に向け、業務の整理や委託費の内容の精査が必要	令和７年度に行われる地域包括支援センター委託の公募に向けて、業務内容や、委託料等、他市の状況を調査し、検討していく 職員の資質向上のため、引き続き各研修を実施するとともに、地域包括支援センター職員の人材育成の統一指標について検討していく	4	902,457	900,921	地域包括ケア推進課
66	教育支援センターの運営	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、将来の社会的自立を支援します。一人一人の課題克服を目指した支援をするために、「人とのかかわり」「やりぬく気持ち」「規則正しい生活」「学習への興味や関心」の四つを重点とし、日常生活の指導や社会体験学習（自然体験、社会体験など）を行います。	直営	不登校改善率76.7%	・開級日：180日 ・通級者数：47名 ・のべ通級者数：2713名 ・自然体験教室：２回 ・通級生不登校状況改善率：73.9%	・年間を通し、開級することができ、多くの通級生を受け入れることができた。また生徒本人や保護者のニーズに沿った運営を行うことができたが、不登校改善率の目標は達成することができなかった。	・中学生に比べ、小学生の利用者数が少ない。	・小学生を対象としたグループ活動を取り入れることで段階的な復帰支援を行い、利用者数の改善率を高める。	3	8,032	8,374	こども若者応援課
67	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	直営	必要な家庭への完全実施	33世帯に実施	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、適時支援を実施できた。	事業の対象となる家庭の背景がより複雑化しており、関係機関との連携を一層強化して展開する必要がある。	訪問員連絡調整会議や研修会も併せ、継続実施。	4	2,702	1,539	こども家庭福祉課
68	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	一部委託	必要な対象者への完全実施	派遣世帯数：36世帯	ホームフレンドを派遣した36世帯に対し、必要な支援を確実に実施した。	派遣先家庭が問題を抱えるケースが多く、支援員（ホームフレンド）と派遣先家庭との間でのマッチングが難しい。	支援員（ホームフレンド）と派遣先家庭とのスムーズなマッチングをおこなう。 確実な事業実施のため、各区子育て支援課との連携を図る。	4	1,032	1,031	こども家庭福祉課
69	こころの教育支援事業	いじめや不登校等に対応する生徒指導主任等が受け持つ授業を代わりに担当する非常勤講師の配置と保健室登校等に対応するパート看護師の配置を図ります。	直営	12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	市内12支部、40の小学校に非常勤講師を配置した。また、２支部当たり各１名、合計６名のパート看護師を配置した。	生徒指導主任等が、問題を抱える児童生徒に対応した結果、配置校からは66.7%の改善がみられたとの報告を受けた。特に、別室登校への対応は、68.3%が改善されたと成果をあげることができた。	非常勤講師、パート看護師ともに配置できなかった学校からは、配置を望む声が多く、引き続き同事業を実施していく必要がある。	引き続き同事業を実施していくとともに、事業の拡充も検討していく。	4	54,559	53,344	教職員課
70	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営	小中：スクールソーシャルワーカー：１３人 高：２人	小・中学校では、スクールソーシャルワーカーを13人任用し、拠点校及び派遣校において、福祉的な課題を有する児童生徒の支援を行った。 ※対応回数4378回	スクールソーシャルワーカー対応した総児童生徒数1097人中601件（約55%）で好転が見られた。 子どもの貧困に関わる支援では、スクールソーシャルワーカーが継続して支援している184件中111件(約60%)に好転が見られた。	学校が福祉的な支援が必要だと考え、スクールソーシャルワーカーにつなごうとした家庭の中には、支援を断る家庭もあり、スクールソーシャルワーカーによる支援につなげるのが困難な家庭がある。	スクールソーシャルワーカーと学校が連絡を密にし、支援ニーズのある家庭に継続的支援し、積極的にアウトリーチを行う。	4	小中 27,708 高 610	小中 25,885 高 502	児童生徒支援課 教育総務課
71	生活困窮者子どもの学習支援事業（家庭支援員派遣）	生活保護世帯の高校進学率が全体の進学率と比べ低いため、生活保護受給世帯、生活困窮世帯の自宅等へ訪問し、親及び子どもとの面談を通し、進路についてのカウンセリング、家庭学習の支援等を行います。	委託	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：343回/年	小学校５年生から高校生及び高校生世代までの子どもがいる世帯を対象に定期的な訪問支援（家庭訪問・関係先訪問）、連絡支援（家庭訪問・関係先訪問）による支援を行った。	生活保護受給者・生活困窮者の割合に偏りがある。	対象者が少ない生活保護受給者の支援対象者拡大のため事業の周知を図る。	4	3,514	3,513	福祉総務課
72	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち、離職、自営業の廃業又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就労機会の減少によって経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失の恐れがあるものに対し原則３か月最長９ヶ月の家賃相当額を支給する事業を実施します。	直営	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65%	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：38.5% 常用就職者数5人/支給決定件数等13人	住居喪失の恐れがある方に対して給付金の支給・就労支援を実施した。	法改正により、転居費用も支給できるようになり、利用増加となる見込み。	法改正による、対象者の増加に対して適切な支援を実施していく。	3	2,045	1,986	福祉総務課
73	ひとり親及び生活困窮世帯への学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	委託	実施箇所ごとの支援回数：48回	１会場あたりの平均支援回数：46.75回 （学習支援：13ヵ所　599回、 生活支援：3ヵ所　149回）	90%以上の子どもが、活動場所にくるのが楽しい、参加会場を安心できる居場所と回答した。	自宅から会場が遠いことが理由で、参加したくても参加できない子どもがいる。	どの子どもも通える範囲内に会場があるよう、市内全域に会場を増設していく。	4	27,649	27,643	こども家庭福祉課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
74	児童等相談支援	家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行います。	直営	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	・増加している児童虐待相談等に対して、適切に助言、指導、措置等の対応ができている。	なし	継続して家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行う。	5	57,763	50,534	児童相談所
75	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を実施します。	一部委託	検討委員会開催：２回実施	検討委員会開催：２回実施	認知症の人やその家族に早期から関わり支援を実施できるよう「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援体制の構築に寄与した。	計画どおり実施。	引き続き「認知症初期集中支援チーム」の活動について検討していく。	5	7,510	4,214	地域包括ケア推進課
再掲21	【再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和６年度ヘルプマーク配布実績数1,857枚（静岡庁舎等窓口配布1,818枚、静岡病院39枚） 令和６年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数893枚	ヘルプマークの周知が進み配布数が伸び、ヘルプカードは必要とする方への配布ができ普及啓発を図ることができた。	ヘルプマークの啓発活動を推進し、ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力をもとに、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	0	0	障害福祉企画課
76	移動販売車から先への配送支援事業	オクシズ地域の買い物に関する課題解決に向け、地域と連携し、日常の買い物を担う移動販売車が訪問しないエリアまで食品等を届けられる仕組みを構築。	直営	各地域での事業実施	自治会等と連携した買い物支援の実施	玉川地区での運行で、延べ135人が利用。地域の買い物支援として定着し、大きな効果が生じている。	実施するにあたっての担い手の確保。	地域への働きかけを続け、他地域での導入を支援。	4	1,500	126	中山間地振興課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】

取組の視点２－２：悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
77	身体障害者住宅相談事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、安心して生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を行います。	全部委託	相談件数：45件	相談件数：160件	静岡市社会福祉協議会に委託し、住宅改造に関する相談援助を行った。	大規模改修の希望が減少傾向にある。	住宅改造費補助事業の終了に伴い、令和6年度末で事業終了。	4	1,695	1,694	障害者支援推進課
78	相談支援事業所等における退院支援体制の確保	精神科病院に入院している医療保護入院者等の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に退院支援専任職員を配置します。	全部委託	実施箇所数：３か所	実施箇所数：３か所	入院患者への退院意欲喚起や、退院後の地域定着の一助を担っている。	新規の支援対象者が少なく、入院患者（当事者）や関係機関の退院支援選任相談員の役割や活動についての周知不足が考えられる。	・医療機関に対し、事業への理解促進を図る。 ・医療機関、地域関係機関との一層の連携強化	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	精神保健福祉課
79	婦人保護事業	配偶者や恋人などからの暴力の被害者等、支援を要する女性からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	直営	相談件数：800件/年	相談件数：814件/年	支援が必要な女性からの相談に応じ、必要ような支援を実施した。	課題が複雑化しており、職員の対応能力向上を図る必要がある。	各区の事例等や相談記録の記載方法等について各区で共有できるように打ち合わせ等を実施した他研修への積極的な参加を促し、職員の能力の向上を図る。	4	324	226	福祉総務課
80	障害者相談員設置事業	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体・知的障がいのある人の保護者等が相談員として相談事業を実施します。 また、聴覚障がいのある相談員が、毎月定例日に区役所にて、聴覚に障がいのある方等の各種相談に応じます。	全部委託	相談対応率100% （関係機関への紹介を含む）	相談対応率100% （関係機関への紹介を含む）	年間を通じ、相談対応率100%を実現できた。	相談員の高齢化による世代交代	相談員の世代交代の検討について、推薦団体へ働きかける。 聴覚障害者相談員の設置については、相談実績数が伸び悩んでいるため、事業の実施について見直しを行う。	4	1,433	1,417	障害福祉企画課
81	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他権利擁護のために必要な支援を行います。また、相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。	全部委託	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	年間をとおして予定どおり事業所を開設し、事業を実施できた。	人材不足及び業務量過多	地域とともに市内相談支援体制の見直し、改善点等を検討していく。	4	219,758	227,143	障害福祉企画課 精神保健福祉課
82	介護相談員派遣事業	介護保険施設等の入所者のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに入所者の立場にたったサービスの質の向上を目指すため、介護相談員を派遣します。	直営	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70%以上	・施設アンケートの受入効果有の回答率43% ・派遣施設　123施設 ・介護相談員情報交換会　３回 ・現任研修への派遣　12名	事業所のアンケート結果で、「職員では拾いきれない利用者の声を教えてもらい、助かっている」と回答があり、サービスの質の向上に繋げることができた。	派遣先によっては、認知症の方への接し方を学ぶ必要がある。	引き続き相談員の派遣を積極的に行い、事業を継続していく。	3	12,096	10,959	介護保険課
83	センター職員による相談支援事業	身体や知的に障がいがある人や身体機能の低下した高齢者等が抱える地域生活におけるニーズに対し、適切な支援が行われるために相談支援を行います。	直営	相談者満足度：98%	相談者満足度：98%	リハビリや介護に関する相談について、リハビリ専門職が個別に相談内容を聞き取り適切な助言指導を実施した。また、施設パンフレットをリニューアルし、関連機関への周知を行った。	引き続き高い満足度が得られるよう取り組む。	関係機関等へ施設パンフレットを活用して周知を図る。	4	262	110	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
84	保健福祉センターにおける相談事業	保健・福祉・医療に係る来所相談を受けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り、継続的な支援（フォロー）を行います。	直営	継続実施	・０歳児及び６か月児育児相談：5,163件 ・来所相談（保健福祉センター窓口相談）：5,746件	・乳児（０歳児及び６か月児）の保護者からの育児相談に対応し、保護者の育児不安軽減に務めた。また、育児に自信が持てるよう支援した。 ・成人からの相談内容を傾聴し、必要に応じ、助言や関係機関へ繋ぐ等支援した。	・継続的な支援を必要とする相談者や、重層的な問題を抱えている相談者が増えている。	・相談から地区担当の継続的な支援に繋げるとともに、より一層、福祉や医療との連携を図り、支援体制の構築に努める。	4	0	0	各健康支援課
85	電話相談事業 （てるてるハート） 【令和2年度から名称変更】	メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	直営	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時）	年末年始祝日を除く平日月～金の午後１時から午後４時まで、年間243日、メンタルヘルスに関する電話相談を実施した。	年間243日電話相談を実施し、総件数762件の電話相談を受けた。	相談内容の対象をメンタルヘルス全般としているため、相談内容が多岐にわたり複雑化している。電話相談の特有性をふまえ、相談員の対応力の向上を図る必要がある。	電話相談員との定例会において困難ケースを共有し事例検討を行う。必要に応じミニ講義を行うなど、相談員の対応力が向上にするように工夫して定例会を開催する。	4	2,515	2,481	こころの健康センター
86	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討をします。	直営	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会で策定した計画をもとに、対象者に対して必要な支援を実施することができた。	他市町村の実施方法を参考に実施内容等を検討する必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	252	110	保健所総務課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
87	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	直営	医療相談会の開催回数:３回	医療相談会の開催回数:２回 参加者数:７組11人 難病医療講演会の開催回数:１回 参加者数:15人	【医療相談会】 患者、家族が専門医に治療や療養生活について相談することができ、患者、家族からは参加してよかった、参考になったという声が聞かれた。 【難病医療講演会】 事後アンケート結果 ・よく理解できた、理解できたと回答した参加者が93% ・難病患者の災害に関する関心度について。非常に高まった、高まった、やや高まったと回答した参加者が100%	講演会のテーマ、対象者について検討していく必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	228	118	保健所総務課
88	保健所における精神保健福祉相談	精神障がいに関して本人や家族からの相談に対応します。（精神科医による定例相談、酒害相談、精神保健福祉相談）	直営	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づき実施した。 ・医師による定例相談件数 36件　前年度比124.0%。 ・酒害相談件数　1件 ・随時相談件数　17658件（総数）　前年度比164.0%。	精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整等を行い、当事者やその家族の身近な医療相談窓口として機能した。	定例相談の相談件数は前年度に比べ増加がみられたが、相談枠数に対する実施率は33.3%とまだ少ない状況である。酒害相談も相談件数が少ない状況である。	関係各課にちらしを配布し事業周知を図ることで、相談者数の増加につなげる。	4	818	564	精神保健福祉課
89	利用者支援事業 ・保育コーディネーター ・子ども未来サポーター	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の子育て支援課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	一部委託	子ども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	子ども未来サポーター：12か所 子育て支援センター12か所を拠点とした。	・市内12か所の子育て支援センターを拠点に実施し、従来からの子育て支援センター事業に加え、子ども・子育て支援新制度に関する情報提供や相談対応等を実施することができた。	なし	・継続実施	4	38,932 （子ども未来サポーター分）	38,723 （子ども未来サポーター分）	こども未来課 各区子育て支援課
90	子ども若者相談事業	【面接相談】 〇相談受付：（土日祝・年末年始を除く）8時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者 【電話相談】 〇静岡市24時間子ども若者電話相談 相談対象者：39才までの子ども・若者及びその保護者・関係者	直営	面接相談：相談改善率77.6% 電話相談：相談者の満足度３以上（5段階評価）100%	【面接相談】 ・相談者数：502名 【電話相談】 ・２４時間子ども若者電話相談1906件	・相談改善率（主訴に対し、具体的な行動ができている）が77.6%の目標には達しなかったが、目標に迫る77.0%に達した。	・不登校を主訴とした申し込みが増加している。特に、小学生の不登校を主訴とした申し込みが増加している。	・小学生を対象としたグループ活動を定期的に実施する等、段階的に人とのかかわりをもつ機会を提供し、相談者のニーズに応えた相談活動を行っていく。	4	10,847	9,735	こども若者応援課
91	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行います。	一部委託	ひきこもり改善率68.0%	・相談申込者：208人 ・相談回数：2,147回 ・ひきこもり改善率：68.8%	・社会参加に向けた行動をとれていなかったひきこもり当事者のうち、58名が社会参加に向けて具体的に行動できるようになった。そのうち、29名が就労・就学につながった。	・中高年（40歳以上）のひきこもり当事者の割合が増え、支援が複雑化してきている。	・多職種専門チームの設置を令和７年度より実施するため、困難事案をよりスムーズに対応できるようにしていく。	4	27,802	27575	こども若者応援課
92	こども家庭センターの運営	各区福祉事務所にこども家庭センターを設置し、児童に関する様々な問題について、児童、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	直営	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：2,871件	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況や多種多様のニーズに対応した相談支援を行うことができた。	子育て世帯が抱える問題が複雑化し、相談対応職員の専門性の向上と、児童相談所や保健福祉センター等の関係機関との調整機能が強く求められている。	こども家庭センターの趣旨である母子保健と児童福祉の一体的な運営により、妊産婦から子育て世代まで切れ目なく支援を行う。	5	1,586	745	こども家庭福祉課
93	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒、及びその保護者等への相談活動を行い、子どもの状況を的確に把握し、さらに長期的な見通しを基に、適切な就学先や支援について指導や助言を行います。	直営	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒及びその保護者等への相談活動実施件数：(R5)1,276件(R6)1,429件	令和5年度に比べ相談件数が1.12倍増加した。特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒の保護者への相談活動を行うことにより、適切な就学先の選択への助言を行うことができた。	相談件数が増えることにより、職員が対応に追われてしまう状況に陥った。	相談内容を吟味しながら、適切な対応ができるよう相談体制を構築していく必要性がある。	5	7,160	5,738	学校教育課
94	スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。 ※教育相談員については、小中学校のみ	直営	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：５７人 小：２２校、中：３５校 高： スクールカウンセラーの配置：２人	小・中学校では、スクールカウンセラーを37人任用し、カウンセリングや保護者へのコンサルテーション等の支援を行った。 相談件数27266件 （１回のカウンセリングで２つの事柄について相談を受けた場合は「２件」とカウント）	カウンセラーの見立てでは、相談件数の内、83.8%の相談で好転が見られた。	各学校の配当時間はほぼ使い切っているが、それ以上にカウンセリングの要望があり、カウンセリングの時数が足りていない学校がある。	児童生徒や保護者にカウンセリングを行うだけでなく、教職員に対するコンサルテーションを増やすことで、問題を未然に防止することも必要である。	4	SC小中 81,135 SC高 1,491 教相 31,670	SC小中 80,727 SC高 1,232 教相 30,685	児童生徒支援課 教育総務課
95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	・付添い支援の実施：８件 ・伴走型支援の実施：10件 ・再犯防止市民講座の実施：７回 ・市職員向け研修会の実施：１回	切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援について、再犯防止推進員ごとの対応件数に開きが生じている。	・各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、付添い支援について、経験の少ない推進員が優先的に対応できるよう調整を図る。	4	1,814	1,466	福祉総務課
96	女性向け相談	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	委託	適切な実施 毎週火・水・木・金曜　9：00～13：00、14：00～17：00 （木曜の午前は11：00まで） 土曜　9：00～13：00	適切な実施（相談件数：1,734件）	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	DVや離婚など複雑な相談が増えている。	今後も継続的に実施 事業目標については、件数のみで判断するのではなく、充実した実施ができたかを判断するように目標を適切な実施に変更する。	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課
97	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	委託	毎月1回実施	12回実施（相談件数：24件）	性の多様性について、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える様々な悩みに対応していくため、相談者の知識向上等が必要となってきている。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課
98	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	委託	相談受付件数：6件／年	相談受付件数：45件	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える問題や困難さの背景には家族等の関係性など、性の多様性以外の問題もあり、それぞれの専門家との連携も必要となってきている。	今後も継続的に実施	4	210	143	男女共同参画・人権政策課
99	男性向け相談	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	委託	相談受付日数：24日	相談受付日数：23日	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	相談員の確保・育成が困難であることや相談自体の市民の認知度が低い。	様々な相談に対応していけるよう相談員の研修やフォローアップなどを充実させて相談員の確保、相談体制を構築する。 啓発カードやチラシ等を用いて啓発効果が高い施設へ設置し周知する。	4	508	390	男女共同参画・人権政策課
100	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	直営	継続実施 （月・木・金の午前中）	年末年始祝日を除いた月・木・金の午前中、年間136日、メンタルヘルスに関する来所相談を実施した。	年間136日、来所相談を実施した。アンケート結果からは、アンケート回答者のうち90%を超える方が「話を聞いてもらえた」、「必要な知識や情報をもらえた」と答えており、相談対応について評価を得た。	問題が長期にわたり複雑化しているために、短期間では解決の道筋をみつけることが困難なことがある。職員側の課題としては、職員個人間で相談対応に差があることや職種間で対応に差がみられることがある。また1日の予約件数を減らしたことで、予約希望の連絡から実際の予約日まで待機期間が長くなっている。	問題解決に至るための適切な機関につなげられるようにケースワーク機能を強化する必要がある。必要に応じて継続相談を実施する。職員の相談対応力の質を高めるための事例検討会を定期開催する。令和7年度より1日の予約件数を増やし対応していく。	4	0	0	こころの健康センター

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
101	依存症対策事業	関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。	直営	・依存症関連問題研修会　年1回開催 ・家族のための依存症教室　全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会　年1回開催	・依存症関連問題研修会を1回開催した。 ・家族のための依存症教室を全6回開催した。 ・ギャンブル依存集団回復プログラムを月2回開催した。 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会を1回開催した。	・各種研修会の参加者アンケート結果では、「理解できた」「良かった」「役に立つ」と回答した者が総じて90％以上にのぼり、参加者の依存症に関する理解や知識を深めた。 ・集団回復プログラムでは、改善者の割合が100％となり、効果の高いプログラムを提供することができた。	・未だ依存症に対する偏見があり、引き続き正しい知識の普及が必要である。 ・依存症問題の動向や課題の把握に努めるとともに、研修開催にあたっては支援機関や家族のニーズに応じた内容の検討が必要である。	・近年の若年層における市販薬・処方薬依存の問題を受け、教育機関、子ども若者支援機関、医師、薬剤師等の幅広い関係機関から研修参加を得られるよう研修の周知方法、開催方法を工夫する。	4	1,288	1,256	こころの健康センター
102	アウトリーチ支援事業	地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、多職種によるチームを編成し、地域の支援機関に対して複雑化・複合化した事例への技術援助を行います。	直営	継続実施 （年24 回以上）	・技術援助を年63回実施した。	・参加者アンケート「大変役に立った」「役に立った」と回答した人の割合が100％であり、参加者の精神保健福祉に関する理解や知識を深めることができた。	・複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多くの課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。	・相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや、研修会として、アウトリーチ支援を公開で実施するなど柔軟に対応していく。 ・地域の支援者のアセスメント力を高めるため、令和7年度より「問題解決しない事例検討会」の手法を取り入れた事例検討会を訪問型で実施。理念と考え方の普及を図る。	4	228	172	こころの健康センター
103	静岡市多文化共生総合相談センター運営事業	外国籍の市民等が安心して生活できるように生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で対応します。	全部委託	関係部署、組織への引継ぎができている	・相談件数743件 ・相談内容により、適宜関係部署等へ引き継いだ。	多岐にわたる生活上の相談等にのることで、外国籍市民等の生活支援に繋げている。	外国籍市民等が増加傾向にあることから、今後相談件数が増えることが想定される。	外国籍市民等が安心して生活できるように引き続き相談業務に取り組む	4	10,908	10,094	国際交流課
104	地域健康相談員配置事業	医療機関の転出等による住民の健康上の不安解消を図るため、地域健康相談員を配置する。	全部委託	地域への健康相談員配置	医療機関が撤退した清沢地区に健康相談員を配置し、75歳以上独居高齢者等世帯を対象に見守り及び健康相談を実施した。 （訪問件数：133件）	必要に応じて地域住民を他部署につなげる等、住民の健康・福祉面の不安を軽減させている。 （引継件数：19件）	前期高齢者や中高年の保健予防	R６年度から実施している「よろづ相談室」のサロン的機能を充実させ、健康づくりに取り組んでいく。	4	200	46	中山間地振興課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】
取組の視点２－３：複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
105	【重点】重層的支援体制整備事業	雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（世帯）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を全市域的に実施します。	一部委託	継続実施	・令和５年度は駿河区をモデル地区として先行実施していたが、令和６年度より全市に拡大し本格実施。 ・多機関協働事業（重層的支援会議・支援会議）　27回 ・継続的支援事業　12ケース　814回 ・関係機関の理解を深めるための研修会、シンポジウム等の開催（直営２回、委託４回）	・重層的支援会議を通じて、これまで支援が届いていなかった事例等に、多機関が関わり、チーム支援を構築することで、適切な支援につなぐことができている。	・関係機関が多岐にわたるため、関係機関の連携強化と着実な事業推進が求められる。 ・今後、多機関協働事業の件数の増加が想定されるため、効率的に実施する体制を構築していく必要がある。	今後も、５つの取組を継続しつつ、多機関協働事業においては事例の緊急性に応じた日程調整や、少人数・オンラインを活用するなど柔軟な対応を取り入れることにより、困難を抱える方々の包括的な支援体制を構築する。	4	39,277	35,812	福祉総務課
106	在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進	在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組みを継続的に推進するために、協議していきます。	直営	協議会開催：２回 部会開催：随時	協議会開催：２回 部会開催：随時	協議会開催：２回 部会開催：随時	スーパーバイザー事業の人材体制の充実やかかりつけ医の総合的評価による介護予防事業の今後の再検討等が課題として挙げられた。	協議会において示された意見を踏まえ、対応について検討していく。	3	1,944	668	地域包括ケア推進課
107	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進します。	直営	実施	実施	実施医師：８人 対象者：50人	関係機関の業務負担が大きい。	左記の理由により関係機関との調整の上、R7年度から事業を取りやめることとした。	3	7,600	294	地域包括ケア推進課
再掲56	【再掲】医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年4回協議会実施	・緊急時の医療的ケア児等への支援についての調査を実施。	緊急時の支援等について、継続して検討していく必要がある。	特別支援センターと連携し、必要に応じて協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	448	300	障害福祉企画課
再掲57	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	２人工配置	２人工配置	・医療職、福祉職の２人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・実態把握調査を実施。市内の医療的ケア児および重症心身障害児者の人数を把握した。さらに、地域の支援者への個別指導、引継ぎ等を実施した。	地域の支援者への個別指導及び引継ぎについて、地域の実情に応じた方法を検討する必要がある。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、地域の支援者の対応力向上をはかることで、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	19,284	19,280	障害福祉企画課
108	地域自立支援協議会の設置	相談支援事業全体について関係機関等により協議する場として「静岡市障害者自立支援協議会」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。	直営	開催回数：2回	開催回数：2回	年間を通して予定通りに会議等を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ることができた。	会議関係者間での情報共有の不足	関係者間での情報共有につとめ、今後も継続して会議を開催することで、地域の相談体制の強化に取り組みます。	5	564	110	障害福祉企画課
109	子ども・若者支援地域協議会の運営	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるように連携を図ります。	直営	代表者会議：１回 実務者会議：４回	①代表者会議実施回数　１回 ②実務者会議実施回数　４回 ③合同相談会実施回数　２回 　参加者465名	「社会的自立に向けた高校生世代以降の支援」をテーマにケース検討や情報交換などを行い、子ども若者支援における関係機関の連携強化を図ることができた。	将来的に重層的な支援が必要になる家庭への予防的な支援、またグレーゾーンの家庭・若者をどう洗い出していくか等、引き続き関連機関と情報交換、連携の仕方について検討を重ねる必要がある。	・引き続き「社会的自立に向けた高校生世代以降の支援」を軸に、関係機関の連携強化を図れるように取組方法を工夫する。	4	110	94	こども若者応援課
110	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	全部委託	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	令和５年度末に地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに国から示された。国が示した役割と比較しながら地域生活支援拠点等の評価を実施する必要がある。	地域生活・移行支援部会内で地域生活支援拠点等の評価を実施するとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	3	6,959	6,958	障害福祉企画課
111	不良な生活環境を解消するための支援及び支援の総括	不良な生活環境を生じさせている原因者への支援を中心として、関係局区が連携し、不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援方針の検討、支援の実施及び進捗管理等の支援の総括を行い不良な生活環境の解消を推進していきます。	直営	実施	（１）原因者への支援 個別支援チーム結成７件、現地支援随時、関係者会議随時 （２）支援の総括 支援会議（局長級）年２回開催 幹事会（課長級）年２回開催	事案ごとに関係局区・関係機関と支援方法を調整し、進捗管理等を行ったことで不良な生活環境の案件解消を推進した。	事案の状況・進捗を踏まえ、随時柔軟な支援体制の構築が求められる。	引き続き関係局区・関係機関と連携し、不良な生活環境の解消を推進していく。	4	0	0	福祉総務課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】
取組の視点３－１：地域住民が世代を超えてつながり、交流します

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数　110件	・目標値を上回る事業を実施し、集客数もこれまでより増加する結果となった。 ・リピーターも一定数獲得し、地域の共生拠点としての機能が伺えた。	葵おまち地区周辺や駿河区共生地区それぞれの周辺資源や他施設の活用の検討	みなくるだけでなく駿河区の他地区へ横展開し、幅広いエリアで事業を展開していく。	4	16,883	16,155	地域包括ケア推進課
113	生涯学習施設での世代間交流事業の実施	地域住民が世代を超えて交流できる地域と連携した講座や施設まつり等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	各施設でまつりや地域との連携講座を実施することで、世代を超えた地域での交流が生まれた。	生涯学習施設の利用者層が比較的高いため、若年層が参加しやすい施設にしていく必要がある。	引き続き仕様書にて事業実施を指示するとともに、より広い年代に施設を訪れてもらう方法を検討していく。	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課
114	スポーツ教室開催事業	障がいのある人も気軽に参加できる、「ボッチャ」「フライングディスク」等の体験教室を開催します。	全部委託	実施講座数：15講座 参加者数：450人	実施講座数：15講座 参加者数：388人	障がいのある方とない方の交流を通じて、障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の機会を創出した。	会場により参加者数にばらつきがあるため、利用者が参加しやすい会場で開催する必要がある。	実施時期や会場選定など、利用者が参加しやすい教室開催を継続していく。	4	784	781	障害福祉企画課
115	Ｓ型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。	全部委託	参加者数5,300人	参加者数4,766人 会場267（新規立ち上げ会場数２）	・地域主体による高齢者の外出機会及び交流の場の提供に寄与した。 ・未実施地区へ事業周知を行うことにより、新規会場立上げの支援を行い、２会場の立上げを実現した。	・新規参加者が少なく、また、ボランティアも高齢化し、現在の内容や方法での継続実施が困難な会場が増えている（会場までの移動手段喪失、参加者及びボランティアの高齢化等により、６会場が閉鎖）。 ・参加者数、ボランティア数、実施内容、実施回数等により、会場毎に必要経費が異なるが、その運用が会場任せになっているところが一部存在する。	地区社会福祉協議会が実施しているため、地域の声をよく聞き、支援している市社会福祉協議会と共にＳ型デイサービスの見直しについて検討を進める。	3	68,401	66,638	地域包括ケア推進課
116	老人福祉センターの運営	地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。（８館：鯨ケ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原）	全部委託	利用者満足度90％	98.40%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	248,695	251,841	高齢者福祉課
117	老人憩の家の運営	地域の高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、老人憩の家を運営します。（２館：東部老人憩の家、清開きらく荘）	全部委託	利用者満足度90％	98.40%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	24,079	23,024	高齢者福祉課
118	世代間交流センターの運営	高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流を図るための場である世代間交流センターを運営する。（３館：清水北部、清水南部、由比）	全部委託	利用者満足度90％	98.40%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	60,142	57,875	高齢者福祉課
119	高齢者社会参加促進事業（清水区（由比・蒲原除く））	各地区が行う文化の伝承事業や軽スポーツ活動など、高齢者の世代間交流や社会参加の促進を図ります。	補助金	申請に対し、適切に補助金を交付する	申請のあった15団体に対し、適切に補助金を交付した。	地区の世代間交流事業、季節行事、伝承事業等の補助を通じて、高齢者の社会参加の促進に貢献した。	対象団体すべてに、地区での補助金を利用した活動を行ってほしいが、新型コロナ流行以来行っていない団体がある。	対象団体すべてが、当該補助金を活用し、地区での高齢者の社会参加が行えるよう、補助金の利用を積極的に促していく。	3	1,387	1,070	高齢者福祉課
120	しぞ～かでん伝体操普及事業	静岡市版介護予防体操「しぞ～かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む住民に対し、インストラクターを派遣し活動を支援します。	直営	新規活動グループ数：６	新規活動グループ数：６(100%)	地域分析の結果を基に、重点地区に対して介護予防講座や新規立上げに向けた検討を関係機関と連携を図り、グループ数を計画的に設置することができた。また、参加者の減少傾向にあるグループに対し、活動継続のための支援相談に取り組んだ結果、計画的にグループ数の増加にと維持につながった。	引き続き、地域分析を行い活動拠点数のバランスを整え、グループ活動への動機づけや活動の継続支援を行っていく。	積極的な情報発信を行い、活動グループの新規立ち上げを目指していくほか、既存グループの活動状況を把握し継続に向けた支援に取り組む。	4	5,426	3,768	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進センター
121	児童館運営事業	地域における児童健全育成の拠点として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	全部委託	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	・各種教室や読み聞かせ、クラブ活動などにより子どもの健康増進 ・地域における子どもの遊び場・交流機会を提供	なし	・継続実施	4	246,080	245,285	こども若者応援課
122	子育て支援センターの運営	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	一部委託	市内21か所／年	市内21か所で実施	・子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供し、子育て世代の支援を行った ・保健福祉センターなど関係機関と連携し講座を開催するなど、実施方法や周知等を工夫しながら事業を行い、妊娠期からの子育て世代のサポートに繋げた	なし	継続して事業を実施	4	181,584	174,113	こども未来課
123	子育て広場事業（あそび・子育ておしゃべりサロン）	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	直営	継続実施	市立こども園（支援センター併設園、休園施設を除き全園で実施）、私立こども園、私立保育園で実施	・地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供 ・保健師、歯科衛生士、栄養士を派遣して講座を実施し、育児に関する相談等に対応した	なし	継続して事業を実施	4	3,091	2,316	こども未来課
124	青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験します。	全部委託	継続実施	全児童館で実施	・中高生と赤ちゃんの触れ合い交流会や季節行事などをとおし、中学生、高校生が乳児とその保護者とふれあい機会を設けた	なし	継続して事業を実施	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	こども若者応援課
125	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	直営	継続実施	・児童遊び場を管理する自治会・町内会：３団体	・安全な児童遊び場の確保のため、遊具の老朽化により修繕が必要な自治会へ補助金を支給。	なし	・継続実施	4	1,220	276	こども未来課
126	認知症カフェの運営支援（認証、助成）	認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の人の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。	補助金	新規認証：１圏域 １７圏域	新規認証：１圏域 15圏域	認知症当事者が社会参加する場が確保できた。	認証カフェへの認知症当事者の参加者数が少なく、また新規認証数も少ないため、広報を積極的に行う必要がある。	地域包括支援センターと連携し、認知症カフェの利用及び開設について呼びかけを行う。	3	500	100	地域包括ケア推進課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】

取組の視点３－２：住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
127	【重点】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：15箇所 （葵区：３箇所、駿河区：5箇所、清水区：7箇所） 支え合い活動場所：788箇所	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方への周知を行い、支え合いの場を継続させていく。	4	105,217	104,161	地域包括ケア推進課
128	地域コミュニティ活動基盤整備事業	自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について、補助金を交付します。	補助金	100%	新築２件、修繕27件、賃借12件、計41件の集会所の整備	計画どおり整備を行うことができ、自治会・町内会の要望に対応できた。	老朽化による事故等を防ぐために、修繕等の要望を出してもらえるよう、自治会に働きかけているが、自治会の都合上、要望準備に手間がかかるため、中々要望を出してもらえないのが現状である。	今後も、自治会等の要望に対し、遅滞なく補助金を交付していくことで、地域の活動拠点が整備され、住民自治の振興を図られることを目指していく。	5	121,000	119,632	市民自治推進課
129	市民活動センターの運営	市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置します。	全部委託	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	新規登録団体数47団体/年	市民活動センターの運営により、市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤を支援している。	コロナ禍による利用者の減少から持ち直しつつあるものの、オンライン会議の普及等を背景に、利用者数は以前の水準には達していない。	市民活動団体に対する調査の実施や、市民活動促進協議会での議論等を通じて、これからの市民活動センターに求められる役割等について検討していく。	4	62,585	62,585	市民自治推進課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績					（9）評価	（10）事業費（千円）		（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等		予算額	実績額	
130	市民活動団体との協働の促進	市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む協働を進めるための試行的な事業として協働パイロット事業、協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、静岡市市民活動協働市場（いちば）を実施します。	直営	市民活動団体と市との協働事業数：269事業	市民活動団体と市との協働事業数：282事業 （令和６年度実績は未集計のため、令和５年度実績を掲載）	・協働パイロット事業の実施等を通じ、市民活動団体及び市それぞれについて協働に対する意識を向上させることができた。 ・市民活動団体と市の協働が増えたことにより、市民活動の活性化に加え、多様化する市民ニーズへの対応が進んだことや行政への市民参加が促進されたことなどの効果があった。	・協働パイロット事業での事業期間終了後に、本格的な事業実施につながらない例が見受けられることから、協働パイロット事業の事業期間終了後のフォロー体制等について検討が必要。 ・市民活動団体の人材不足も課題となっており、新たな市民活動団体の発掘・支援に加え、活動の担い手となる人材の育成が必要とされている。	・引き続き、協働パイロット事業の実施等を通じて、市民活動団体との協働の促進を図る。 ・市民活動に係る情報を広く市民に伝えるため、市民活動支援ポータルサイト「ここからネット」の周知に努める。	5	2,461	2,059	市民自治推進課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】

取組の視点３－３：社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績					（9）評価	（10）事業費（千円）		（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等		予算額	実績額	
再掲 112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数　110件	・目標値を上回る事業を実施し、集客数もこれまでより増加する結果となった。 ・リピーターも一定数獲得し、地域の共生拠点としての機能が伺えた。	葵おまち地区や駿河区共生地区それぞれの周辺資源や周辺施設の活用を検討。	みなくるだけでなく駿河区の他地区へ横展開し、幅広いエリアで事業を展開していく。	4	16,883	16,155	地域包括ケア推進課
131	【重点】高齢者就労促進事業	人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。	直営	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：485人 シルバー人材センター新規会員数：129人 利用満足度：100%	・シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングを行い、目標値を大きく上回る雇用・就業者数につなげた。 ・シルバー人材センター新規会員数についても、窓口で積極的な入会案内を実施し、多くの登録につなげた。	・対象者を広げた新たな就労支援制度の構築や財源確保（Ｒ８までは第２世代交付金（国庫1/2）を活用）	多様な就労困難者支援プロジェクトとの統合や発展的継続を検討	4	15,500	14,374	地域包括ケア推進課
132	シニアクラブ運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位老人クラブの活動を支援する。また、静岡市の単位老人クラブをとりまとめている静岡市老人クラブ連合会の事業、運営を支援します。	補助金	会員数　11,000人	会員数　9,509人	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会に対し補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進することを通じて、高齢者の福祉の向上に貢献した。	単位シニアクラブ数、会員数の減少	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会への補助金交付、シニアクラブの活動内容検討会を実施	3	45,441	44,201	高齢者福祉課
133	保育士確保対策事業	保育士等の人材確保のため、支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	全部委託	・年間マッチング件数：50件 ・潜在保育士再就職支援研修：3回 ・学生向け就職説明会　実施	・年間マッチング件数：49件 ・学生向け就職説明会　実施	マッチング件数は目標には至らなかったが、前年より少し増えた。就職説明会参加者の満足度が97%となっており、保育士確保の支援ができている。	就職に至ったものは増えたが新規求職登録の件数は減少しており、これが継続すると就職に至るものが減る可能性がある。	潜在保育士へ職場復帰支援や保育士を目指す学生に向けた施設情報提供支援を引き続き実施していく。	3	11,120	9,037	幼児教育・保育支援課
134	シルバー人材センターの運営支援	60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を支援します。	補助金	会員数　2,910人 就業実人数　2,360人	会員数　2,755人 就業実人数　2,086人	高齢者の就業の機会を確保し、能力の積極的な活用を図ることができるようにすることで、組織的に高齢者の福祉の増進に貢献した。	会員数の減少 インボイス制度への対応	シルバー人材センターに対して補助金の有効活用を促し、常に安定的な運営ができるように進める	3	46,258	46,258	高齢者福祉課
135	地域支え合い人材養成講座	高齢者の社会参加促進のための講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。	全部委託	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：80%以上	受講者数：10人 講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：100% （アンケート回収率：70%）	地域に眠っている資源を掘り起こし、住民主体の介護予防活動の立ち上げに結びつけることができた。	なし	令和７年度以降、生活支援体制整備事業に組み込んで実施する。（本事業は生活支援体制整備事業が持つ生活支援の担い手の養成といった機能と重なっているため。）	4	627	512	地域包括ケア推進課
136	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげることを目的に、サポーター登録した高齢者が介護施設等で地域貢献活動をした場合にポイントを付与し、そのポイントと地場産品を交換する事業を実施します。	一部委託	サポーター登録者数：6,400人 受入施設数：856施設	サポーター登録者数：5,892人 受入施設数：837施設	サポーター登録者数は目標を下回ったものの、サポーターアンケート結果では、「自身にとって介護予防に効果がある」と回答した者が90%以上にのぼり、サポーターの介護予防に繋げることができた。	サポーターの登録数が減少傾向であり、新規サポーターの獲得に向けた周知方法の検討が必要である。	新規サポーター獲得及び事務作業の効率的な実施方法の検討を行い、事業を継続していく。	3	55,076	45,944	介護保険課
137	精神障害者の社会参加促進事業	精神障がい者の社会参加促進のため、次の事業を実施します。 （１）精神障害者スポーツ振興事業 ①全国障害者スポーツ大会予選会静岡市代表チーム選考業務（精神バレー等） ②全国障害者スポーツ大会派遣業務（精神バレー等） ③精神障害者スポーツ交流会の開催 （２）精神障害者交通費助成事業（年間6,000円を上限に交通費を助成）	一部委託	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	（１） 交流会：0回 交流事業参加者数：0人 （２） 交通費助成の継続実施	（２） 申請件数1,466件	（１） コロナ禍以降受託先がなく、事業の実施が困難。 （２） 課題なし（令和７年度から事業内容を変更したため）	（１） 実施可能な事業内容への見直しが必要。 （２） 事業見直しをし、令和７年度から精神障害者手帳１級の所持者を対象にタクシー助成券（最大24枚）を交付に変更	3	8,788	7,843	精神保健福祉課
再掲 95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	・付添い支援の実施：８件 ・伴走型支援の実施：10件 ・再犯防止市民講座の実施：７回 ・市職員向け研修会の実施：１回	切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援について、再犯防止推進員ごとの対応件数に開きが生じている。	・各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、付添い支援について、経験の少ない推進員が優先的に対応できるよう調整を図る。	4	1,814	1,466	福祉総務課
138	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	就労が可能であるものの就労の経験がない、少ない等により、就職が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対し、生活訓練、就労体験又は職業訓練を提供することにより、就労への自信・意欲・能力の向上を図る事業を実施します。	委託	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数80%以上	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数96.6%以上	就労景観の気迫、長年のブランク、生活リズムが整っていない等の理由により意欲が低価している対象者に対して支援を実施することで、生活自立・社会自立・就労自立を促した。	参加者割合のうち３区のに差があること。	参加者が少ない清水区からは、通所がしにくい場所にあるため、清水区内の会議室等を借りサテライトで開催するなど清水区の参加者が参加しやすい体制を整えている。	4	18,465	18,463	福祉総務課
139	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託	社会参加者数30人	社会参加者数　51人	就労困難者に対して個々にキャリアカウンセリング、キャリアプランニングを実施し、それぞれの特性等にあった支援を実施した結果、社会参加者数増に繋がった。	なし	地域就職氷河期世代支援加速化交付金が終了するため、事業は終了。就職氷河期世代支援については、多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト（インクルーシブル雇用推進事業）で対応。	4	30,680	29,448	地域包括ケア推進課
140	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍できる環境を整えます。	全部委託	新規雇用者数20人	新規雇用者数　35人	企業開拓は順調に進み、新規雇用者数も目標値を超える結果となった。	開拓企業数に対し、就労困難者の開拓が追いついておらず、マッチングができていない企業がある。	デジタルも活用し、就労困難者へのアプローチを実施。	4	34,000	32,994	地域包括ケア推進課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－１：世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民活動団体が自らサイトを更新しやすいよう、使い方紹介動画の作成を行い、サイト上で公開した。総アクセス数179,535/年	未だ、市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の87%に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、利用の促進と市民に対し、幅広くサイトの周知を行う必要がある。	市民活動団体に活発な情報更新を促すため、市民活動団体に使い方動画の周知や、情報更新の必要性を周知していく。また、市民に対して効果的なサイトの周知方法を検討する。	3	2,853	2,853	市民自治推進課
141	福祉ボランティアの育成	地域の福祉課題の情報収集や調査研究等を行い、ニーズに応じた各種養成講座等を実施し、ボランティアの育成を支援します。	補助金	実施	・市民交流まつりをはーとぴあで開催し、ボランティア活動パネル展やボランティア活動体験会、ボランティア講座・研修等実施。 　パネル展参加団体：33団体 　活動体験参加者：28名 　講座・研修参加者：70名 ・福祉体験学習の実施　参加者64名	静岡市社会福祉協議会に対し補助金を交付し、ボランティアや市民活動の拡大に向けた事業が実施された。 パネル展来場者アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合97%。 活動体験会アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合95%。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低調である。	交付した補助金が適正に執行されているか、確認していく必要がある。	4	140,549	114,743の一部	福祉総務課
142	アイボランティア入門講座・点字講習会の開催	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳等を行うアイボランティア入門講座及び初心者向けの点字講習会を開催します。	全部委託	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	アイボランティア入門講座開催：20名 点字講習会開催：21名	講座を開催したことにより、視覚障がい者への理解が深め、障がい者を支えるボランティアへの興味関心の増幅を図った。	講座修了生が、実際のボランティアにつながるような働きかけが必要。	講座閉校式にて、行政からも修了後の活動を促す案内を行い、継続した講座開催に取り組む。	4	366	366	障害福祉企画課
143	手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座の開催	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成するための人材（手話奉仕員）を養成するため、手話奉仕員養成講座を、要約筆記者を養成するため、要約筆記者養成講座（県共催）を開催します。また、県講座の受講生を増加させるため、要約筆記の啓発講座を開催します。	全部委託	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：2講座/30人	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/27人 啓発講座：2講座25人	講座を開催したことにより、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者・要約筆記者の人材養成を図った。	要約筆記者については、要約筆記者及び利用者が少ないため、要約筆記者の認知度を高める必要がある。	今後も受講生確保のための周知と、修了生に向け県講座への受講に繋げるよう働きかける。	4	2,974	2,972	障害福祉企画課
144	認知症サポーター養成事業	地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	直営	開催数:110回 サポーター数:76,100人	開催数：74回 サポーター数：69,833人	認知症の者へ適切に滞欧することができる者が増加することにより、地域で暮す認知症当事者が安心して自宅で生活することができた。	認知症サポーターの養成数について伸び悩んでいる。	学校への働きかけを積極的に行うことにより、キッズサポーターの養成に注力する。	2	1,195	923	地域包括ケア推進課
145	子ども・若者のボランティア活動の充実	ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。	直営	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童50%以上・生徒45%以上を目指す。	「こどもPR隊」として、市内13校の児童生徒が、地域について学んだことを県内外に向けて発信した。令和６年度全国学力学習状況調査では、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたい」と回答した児童は80.1%、生徒は78.0%であった。	「こどもPR隊」の活動では、「静岡市の魅力を多くの人に伝えたい」という児童生徒の思いを育みながら、地域のPRにつながる様々な取組が行われた。この活動を通して、「地域にもっと貢献したい」という意識を高めることができた。	「こどもPR隊」の活動については、継続的に取り組んでいる学校がある一方で、取り組む学校が固定化している傾向があり、さらに広げていく必要がある。	「こどもPR隊」の活動について、各校への周知を進めるとともに、地域貢献活動に取り組む学校の実践を、市内の小中学校に紹介する。	4	0	0	学校教育課
146	学生スクールボランティア	学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として、要請のあった市立小・中学校に対し教育活動の支援を行うことを通して、各校の教育課程の充実を図るとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。	直営	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数200人以上を目指す。	学生スクールボランティアが教科指導等にアシスタントとして参加できるように、HPを充実させるとともに、直接、地元の大学を訪問し、広報活動を展開した。４割以上の学校にスクールボランティア178人を派遣することができた。	感染症対策が一段落し、教育活動が通常に戻ったことから、学生スクールボランティアを必要とする学校が増えた。教科指導の補助に加え、部活動の指導補助、個別支援が必要な児童生徒への支援等、様々な場面で学生スクールボランティアが必要とされる状況が増え、教員志望者の開拓及び資質能力の向上にもつながった。	交通手段や移動時間の関係等から、学生スクールボランティアが入る学校が、大学周辺の学校に集中しており、大学から離れた学校への希望に十分に応えることができていない。	HPを一層充実させるとともに、各大学への周知を継続的に行うことにより、ボランティアに参加する学生の人数を増やし、より多くの学校に支援が広がるようにする。	4	0	0	学校教育課
147	市民向け手話講習会	市民を対象にした初歩的な手話講習会を開催し、聴覚障がい、手話についての理解を広める。	直営	受講者数：30人	受講者数：28人	受講者数が目標値に達することができなかったものの、アンケートでは、受講者全員が「とてもよい」または「よい」と回答し、好評を得ることができた。聴覚障がい・手話への理解を深める一助とすることができた。	聴覚障害、手話への理解をより広めるため、広報強化や未開催地域での実施を検討する必要がある。	未開催地域での講座実施を進めるとともに、学校へのチラシ配布や、HP、SNS等効果的な広報を検討し、周知の拡大を図る。	3	90	80	障害福祉企画課
148	こころのバリアフリープロモーター養成講座	精神障がいの経験のある方やそのご家族・友人・精神障がいの理解促進に関心のある方が集い、精神疾患に関することや障がい者が抱える生活のしづらさについて、講義や意見交換を行います。お互いの理解を深めながら、こころのバリアフリー活動を実践できる人材を育成します。	直営	講座実施回数：５回	こころのバリアフリープロモーター育成講座全５回を、受講者10名を対象に、集合形式で開催した。	受講者から毎回の講座終了後に得たアンケートの結果では、講座内容について「大変理解できた」「理解できた」と回答した者が95%であり、受講生の多くが精神疾患に関する知識や精神障がい者が抱える生活のしづらさについての理解を深めた。	地域においてこころのバリアフリー活動を実践するためには、複雑困難化しているメンタルヘルスの問題を正しく捉え、その背景の多様性について理解を深める必要がある。	幅広い方にメンタルヘルスの問題について理解を深めていただくために、当センターの他の事業に合んで普及啓発を行っていく。	4	168	93	こころの健康センター
149	女性のための支援者養成講座＋（プラス）	女性特有の困難について理解し、伴走型支援スキルを身に着けるための女性のための支援者養成講座を実施するとともに、公開講座によって、支援の裾野を広げる。	全部委託	交流会参加者数：20人	交流会（１回）参加者数：42人 出張型講座（５回）参加者数：計250人	１　支援者交流会：女性支援に携わっている人の交流会（１回開催）には42人の参加があり、女性の支援に資するつながりを作ることができたと回答した人の割合は100%だった。 ２　出張型講座 ： 社会福祉法人や看護専門学校等で実施した出張型講座（５回開催）には、計250人の参加があり、平均理解度は99%だった。 上記交流会や出張型講座において、今後の相談や支援の際に役立ててもらうよう、女性支援者用ハンドブック（令和４年度作成）を配布した。	１　支援者交流会について 任意の研修交流会であり、参加してほしい機関の人が必ずしも参加してもらえるとは限らないため、講師の選定などを工夫した。 ２　出張型講座について、 大人数が集まる講座実施先を探すことは難しい。	本事業は、女性支援に関心のある人を支援者へと育成し、支援者のネットワークを拡大・強化するために、基礎講座（１年目）、発展講座（２年目）、交流会（３年目）で構成した事業であり、令和６年度までの３年間で一区切りがついたため、いったん事業は終了とする。 今後、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえて策定した「静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づく取組として、女性支援に関わる人をどのように育成していくか検討が必要となる。	4	660	581	男女共同参画・人権政策課
150	市民後見人養成講座	認知症などの判断能力が充分でない方に寄り添い、支援する「市民後見人」を養成する講座を実施します。成年後見制度の概要や対象者理解などを実習を交えて学び、基礎編終了後は選考の上、実務編に進みます。	直営	20人／隔年	・市民後見人養成研修（基礎編）（全11日間・同行訪問含む） ・基礎編受講者選考及び基礎編修了者選考	基礎編受講者7人を選出の上、成年後見制度の新たな担い手として、最終的に5人の修了者を輩出した。	年々漸増する市民後見人養成研修修了者を、成年後見制度の担い手として有効に活用する方法の検討が望まれる。	養成研修修了者向けの研修や活動機会の拡充について、市社協と協議し見直しを検討する必要がある。	4	21,780の一部	20,715の一部	福祉総務課
151	再犯防止に関する支援者養成講座	事情があり過去に犯罪等をしてしまった人の立ち直りを支援するために、再犯防止・更生保護について学ぶ講座を実施します。	直営	講座実施回数：７回	・再犯防止市民講座の実施：７回	・講座の受講生５名が、R7年4月～の再犯防止推進員として登録。	年々増員する付添い支援員について、付添い支援に関する知識を充実させることが望まれる	講座にて付添い支援に関する内容を充実させることについて、関係機関と協議・検討する必要がある。	4	112	56	福祉総務課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
152	地域デザインカレッジ	地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成するための講座を開催します。	直営	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回 修了人数：11人（９地区参加）	・アンケートの「今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思いますか」という設問に全員が「はい」と回答する等、講座を通して活動への意欲が高まったことがうかがえた。 ・今年度も地域の課題を正確に把握し、地域住民とともに課題解決策を考え実践に移すことができる修了生を輩出できた。	講座の特性上、毎年同じ自治会が参加することが多く、新規受講者が他の講座と比較して少ない。	地域デザインカレッジ（自治会・町内会編）は令和６年度をもって中止となり、令和７年度に地域デザインカレッジ（社会事業家編）として講座をリニューアルする。	4	4,099	2,693	生涯学習推進課
153	学習支援人材養成講座	学習支援や放課後の居場所づくりなど、子どもたちを支える活動に取り組みたいけど一歩が踏み出せない方、教室のノウハウを学びたい方向けの指導者養成講座を実施します。	指定管理	講座実施回数：5回	・講座実施回数：5回 ・講座への参加者数：8人(定員10人)	受講者同士で活発な意見交換が行われ、各自が取り組むべき課題が明確になった様子であった。 講座終了後のアンケートには、「社会の現状やそれらに対するネットワークと事例を知ることにより、自分でも何かできるような気がした」等の感想が寄せられた。講座をきっかけに学習支援活動を始めた受講者もおり、地域で意欲的に学習支援活動に取り組む人材を育成することができた。	「新規団体の設立よりも子どもへの接し方など現場で活用できるノウハウを中心に学習したい」という受講者の意見も聞かれ、我々が目標として設定している「受講者が学習支援団体を設立すること」よりも、「既存の団体に加入する」ことを望む人が受講をしている実情を把握した。	専門家による講義の充実を図るとともに、受講者の希望に沿った内容を提供できるよう、受講後の受け入れ先確保に努める。	4	指定管理料の一部	74	生涯学習推進課
154	学校・地域ひとつなぎコーディネーター養成講座	静岡市が目指す子どもたちの姿や学習指導要領を踏まえ、学校と地域の連携のあり方、コーディネーターの役割について学びます。講義のほか、広報や活動プログラム立案等のスキルを学ぶ演習や活動現場の視察を行います。	直営	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合　100%	・修了生24名。 ・修了生アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合が100%であった。	令和6年度修了生から令和7年度地域学校協働活動推進員に２名、統括的な推進員に２名が加わった。また学校応援団や放課後子ども教室のスタッフ候補者として複数名紹介するなど、人材養成として成果が出ている。	各校の地域学校協働活動推進員の候補生養成が必要である。さまざまな学区から受講生を募集するため、学校との協力や会場の選定が必要である。	様々な学区から受講生を募集するために、令和７年度は駿河区での開催を予定している。（令和５・６年度は清水区）	4	507	333	教育総務課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－２：地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
155	【重点】民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施します。	全部委託	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	民生委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託（受託者：静岡市社会福祉協議会）により実施した。 研修内容が理解できた人の割合：90.22%	要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技術の習得できた。	働きながら民生委員児童委員活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となる。	オンラインでの研修等の拡大を検討する。	4	4,922	4,900	福祉総務課
156	【重点】民生委員児童委員協議会活動負担金	法定地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するため、地区民生委員児童委員協議会へ活動負担金を交付します。	補助金	訪問活動日数:146,700日/年 ※過去３年間（R3~5年度)の平均値の0.5%増を目標値とする。	各地区民児協に対して、「地区民生委員児童委員協議会活動費取扱要領」に基づき、活動負担金を交付した。 訪問活動日数：142,335日/件	法定地区民協において必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び法定地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等が実施された。	活動負担金によりすべての委員活動や民児協活動に係る費用が負担できているものではないため、意欲的に活動する委員や地域ほど、自己負担の割合が増加している状況にある。	活動負担金の支給だけではなく、民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を総合的に整備する。	4	135,299	130,277	福祉総務課
157	【重点】民生委員児童委員協議会補助金	法定地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付します。	補助金	各種事業会議の開催数：50回/年	静岡市民生委員児童委員協議会に対して、「静岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付した。 各種事業会議の開催数：62回/年	研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上 民生委員・児童委員が職務を行う上での課題解決のため活動事例集の編さん 機関紙の発行及び街頃キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知	近年の物価上昇により、補助金による実質的な事業負担規模は縮小している。	補助対象事業の効率的かつ効果的な実施について、静岡市民生委員児童委員協議会とともに検討する。	4	1,648	1,648	福祉総務課
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民活動団体が自らサイトを更新しやすいよう、使い方紹介動画の作成を行い、サイト上で公開した。総アクセス数179,535/年	未だ、市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の87%に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、利用の促進と市民に対し、幅広くサイトの周知を行う必要がある。	市民活動団体に活発な情報更新を促すため、市民活動団体に使い方動画の周知や、情報更新の必要性を周知していく。また、市民に対して効果的なサイトの周知方法を検討する。	3	2,853	2,853	市民自治推進課
158	青少年健全育成団体の活動への支援	地域、学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ青少年の健全育成を図る青少年健全育成団体に補助金を交付します。	補助金	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	・補助金の適正交付 ・47地区において健全育成大会を開催	地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進を図ることができた。	補助金に係る事務作業が煩雑。補助団体が事務処理の不慣れ等により負担が大きい。	事務手続きの簡素化、適宜説明会の開催、簡易なマニュアル作り等。	5	11697	11,318	こども若者応援課
159	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を実施します。	全部委託	講座実施回数：10回	講座実施回数：14回	年間を通して目標値を超えた講座数を実施できた。看護、介護を学ぶ学生を中心に、重症心身障害への理解を促進することができた。	重症心身障害への理解及び支援者養成のためには、今後も継続して事業を実施していく必要があるとともに、新たな講座開催先を検討していく必要がある。	受託先とともに、効果的な講座開催先の設定を検討していく。	4	385	385	障害福祉企画課
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：15箇所 （葵区：３箇所、駿河区：5箇所、清水区：7箇所） 支え合い活動場所：788箇所	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方絵の周知を行い、支え合いの場を継続させていく。	4	105,217	104,161	地域包括ケア推進課
160	難病患者等ホームヘルパー養成事業	難病患者等が安心して療養できるよう、ホームヘルパーを対象に、難病等についての知識・介護技術の向上のための研修を実施します。	直営	研修開催回数：1回	研修開催回数:１回 参加者数:30人	研修後アンケート結果 ・内容をよく理解できた、理解できたと回答した参加者が93% ・難病、難病患者の支援について関心が高まったと回答した参加者が100%	参加者への周知方法や日程等、より参加しやすい方法を検討する必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	132	82	保健所総務課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
161	ゲートキーパー養成研修の実施	市職員、並びに市の委託事業等及び関係機関・団体において各種相談業務等に従事している職員に対して、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる等適切な対応を図ることができる人）養成研修を実施します。	一部委託	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（基礎研修）年１回実施 （講師養成研修）年３回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	・市職員向け（e-ラーニング研修）：１回実施（福祉事務所市民対応職員） ・支援者向け（基礎研修）：３回実施 （子ども若者相談支援員、生活保護新任ケースワーカー、一般介護専門職） ・支援者向け（講師養成研修）：３回実施 （一般介護専門職、小中学校の教頭・養護教諭等） ・一般市民向け：静岡市自殺対策ホームページにて動画を配信	・目標を上回る件数の研修を実施し、自殺対策に関わる人材の育成や資質向上を図った。 ・講師養成研修受講者82人の事後アンケート結果では、受講者100%が「よく理解できた」または「理解できた」と回答しており、質の高い講師の要請ができている。	・令和３年度の市民意識調査において、ゲートキーパーを知っている市民は10.6%であり、全国平均12.3%よりも低い状況であったため、令和７年度の同調査においては、ゲートキーパーを知る市民の割合が全国平均以上となるよう、ゲートキーパーの裾野を広げる工夫が必要。	特に重点対象分野への実施について、自殺の状況や社会情勢を見極めて計画的に実施する。	4	1,158	596	精神保健福祉課 こころの健康センター
162	ボランティア団体連絡協議会補助金	ボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じての地域福祉推進を図るため、ボランティア活動事業に対し補助金を交付します。	補助金	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業（14回）	「しずおかのボランティア」を２回刊行、「静岡V連レポート」を毎月１回発行し、活動内容等について関係団体へ周知することでボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じた地域福祉の推進を図ることができた。	さらなる活動の活性化及び地域福祉の推進のため、今後も継続して周知を図っていく必要がある。	今後も継続して周知をしていく。	4	486	486	福祉総務課
163	母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	補助金	継続実施	市内母親クラブ４団体に補助金を交付（153,000円×４団体）	・児童館や生涯学習交流完等で活動を行い、子どもの健全育成に寄与した。	母親クラブ会員の高齢化	継続実施	4	765	612	こども未来課
164	認知症介護実践者等研修事業	認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。 （実践者研修、実践ﾘｰﾀﾞｰ研修、開設者研修、管理者研修、計画作成者研修、指導者養成研修	直営	各研修開催数：各研修１回	各研修１回開催	149名（実践者研修90名、実践ﾘｰﾀﾞｰ研修14名、開設者研修６名、管理者研修25名、計画作成者研修14名、指導者養成研修0名）が研修を受講し、認知症高齢者に対して適切な介護サービスが提供できるようになった。	研修内容によっては受講者数が少ないため、周知方法を検討する必要がある。	引き続き、研修対象者が受講機会を逃すことがないよう研修情報発信を積極的に行う。	4	628	0	介護保険課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－３：地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
再掲 110	【重点】【再掲】地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	全部委託	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	令和５年度末に地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに国から示された。国が示した役割と比較しながら地域生活支援拠点等の評価を実施する必要がある。	地域生活・移行支援部会内で地域生活支援拠点等の評価を実施するとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	3	6,959	6,958	障害福祉企画課
165	「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催（静岡市後援）するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	直営	継続実施	イベントの参加依頼がなかったため実施していない。	イベントの参加依頼がなかったため実施していない。	イベントの実施が少なく、参加依頼等もないため連携が困難な状況にある。	継続実施	2	30	0	こども未来課
166	「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	毎年度、連絡会を開催。 会員数95団体	連絡会の実施：３回 会員数：95団体	・交流会や各団体の情報提供の実施による会員同士の相互連携 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力した子育て支援事業の実施	新規会員獲得ため の周知の促進	継続実施	4	0	0	こども未来課
167	地域学校協働活動推進事業	本市が実施してきた学校・地域の連携協力による学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。	一部委託	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合90% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	・中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員を36人、小学校区に地域学校協働活動推進員を84人配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施。地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合99.1%であった。 ・放課後子ども教室を79校で実施し、放課後に子どもたちが安心・安全に活動できる場を提供できた。また、参加児童の満足度は91.9%であった。	延べ約19万人にも上るボランティアが市内小中学校で活動を行った。また、「学校と地域（よこのつながり）」を強化していくために、有効な活動事例等の情報を必要としている学校に対して、「学校・地域ひとつなぎだより」「学校・地域ひとつなぎリーフレット」等による事例紹介、推進員による情報提供等を実施した。各校それぞれ特色ある取組により、放課後子ども教室参加児童の満足度は高い数値となった。	地域学校協働活動を担う地域学校協働活動推進員やボランティア人材の不足が課題である。人材発掘育成のため、研修会や"学校・地域ひとつなぎ"コーディネーター養成講座を継続して実施するとともに、学校、PTA、自治会等に事業の周知を広げていく。	学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。 令和６年度から始まった中藁科地区での児童クラブと一体型の教室を継続し、異なる学区に住んでいる子どもや大人がつながる場を提供する。	4	118,228	95,407	教育総務課
168	子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	子ども食堂実態調査アンケート実施 研修会の開催（書面開催）	市内のこども食堂の実態を把握	研修会・交流会について、子ども食堂実施団体の予定が合わないことや、そもそもの出席希望率が低く、実際に集まっての開催が困難	交流会・研修会にあたっては、子ども食堂への訪問や聞取りを実施し、子ども食堂のニーズを的確に捉え、交流会・研修会への開催につなげていく。	3	164	0	こども未来課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：15箇所 （葵区：３箇所、駿河区：5箇所、清水区：7箇所） 支え合い活動場所：788箇所	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方絵の周知を行い、支え合いの場を継続させていく。	4	105,217	104,161	地域包括ケア推進課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－１：地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

				令和６年度実績	

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		（18）所管課
										予算額	実績額	
169	【重点】認知症高齢者見守りシステム（しずメール）	認知症高齢者の命を守り、暮らしをケアするために、認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、拡大していきます。徘徊で行方不明になったときには早く保護できるよう協力者に情報をメール配信して高齢者の命を守ります。	一部委託	しずメール新規登録者数：2,500人	しずメール新規登録者数：1,128人	市の公式LINEとの連携により、目標値には達しなかったものの、登録者数は増加しており、高齢者を見守るネットワークの協力体制は維持できている。	新規登録者数が減少傾向にある。	高齢者を見守るネットワークの維持・拡大を図るため、認知症サポーター養成講座や各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を実施していく。	3	1,043	646	地域包括ケア推進課
170	【重点】高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	企業と見守り協定を締結し、市内において営業活動等の際に、ひとり暮らし高齢者等及びひとり暮らし高齢者等の居住する住宅に関して異変に気付いたときは、異変の内容を市に通報する体制を作っています。	直営	見守り協定締結数（累計）：66協定	見守り協定締結数（累計）：70協定	見守り協定締結事業者の数は目標値を達成し、見守り協定の仕組みに則り、企業活動に師匠のない範囲で、高齢者等の異変に対応することができている。	高齢者等の異変に迅速に対応するため、見守り協力事業者と地域包括支援センターの連携体制を維持・強化する必要がある。	見守り協力事業者と地域包括支援センターで事例共有、情報交換を行う機会を提供し、連携強化を図る。	5	27	0	地域包括ケア推進課
171	高齢者見守りネットワーク	・地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図る。 ・民生委員や介護事業者などの高齢者と関わる機会の多い見守り者への講座を通じて、高齢者の消費者トラブル未然防止への理解促進を図る。	直営	見守り者への情報提供件数：12回以上 SNS等を活用した情報発信：12回以上	見守り者への情報提供件数：31回 SNS等を活用した情報発信：31回	国民生活センターや警察などの機関からの情報提供を中心に、情報の必要性を判断し、迅速に見守り者に対して情報提供を行うことができた。 また、SNSを活用した情報発信を積極的に行うことができた。	情報提供先であるメーリングリストへの登録を福祉関係機関等へ改めて促す必要がある。 消費者トラブルが多様化しており、情報の緊急性や必要性に即した手段での周知・啓発を図る必要がある。	引き続き、見守り者へ迅速に情報提供を行うとともに、SNSを活用した情報発信を行う。	4	0	0	生活安全安心課
172	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：1,170人	・会員数：1,138人 ・年間サポート件数：7,384件	・依頼会員の援助活動を年間合計で7,384件対応した。 ・支援センターの多機能型を活かした、一体的支援にも取り組んだ。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座についてチラシの配布・市の広報紙掲載 ・支援センター・児童館の従事者へ登録の呼びかけ	3	20,552	20,540	こども未来課
173	緊急サポートセンター事業	病気中又は病気の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどの援助を必要とする家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助をしたい会員との連絡・調整等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：246人	・会員数：217人 ・年間サポート件数：259件	・依頼会員の援助活動を年間合計で259件対応した。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座について市の広報紙掲載	3	7,483	7,480	こども未来課
174	認知症地域支え合いプログラム実施事業	認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを住民主体で実施する活動を支援します。	直営	企画地区数: 2 地区 実施地区数: 3 地区	企画地区数：２地区 実施地区数：３地区	地域で認知症について考える機会を得ることにより、地域全体で認知症の方への対応を考えるという流れとなり、認知症当事者が安心して自宅で生活することができるようになった。	認知症について学ぶ機会を積極的に設けたいという地域とそうでない地域で温度差がある。	地域包括支援センターと連携して、未だに本事業を活用したことのない地域に積極的に事業活用の声掛けを行う。	4	602	94	地域包括ケア推進課
再掲 169	【再掲】子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたいかたも等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	子ども食堂実態調査アンケート実施 研修会の開催（書面開催）	市内のこども食堂の実態を把握	研修会・交流会について、子ども食堂実施団体の予定が合わないことや、そもそもの出席希望率が低く、実際に集まっての開催が困難	交流会・研修会にあたっては、子ども食堂への訪問や聞取りを実施し、子ども食堂のニーズを的確に捉え、交流会・研修会への開催につなげていく。	3	164	0	こども未来課
175	民生委員による高齢者実態調査の実施	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等を民生委員が訪問し、状態を聞き取る調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料となるとともに、地域包括支援センター等に提供し地域の見守り活動に有効活用しています。	直営	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	調査実施件数（75歳以上） 56,293件	対象者となっている高齢者の現状を把握し、対象者の必要に応じた情報提供や、援護に活用することができた	民生委員が不在等のために未調査となっている地区の調査をいかに実施するか	終活情報登録伝達事業の実施に伴い、事業内容が重複していることから、見直しを行う予定	4	1,777	1,143	高齢者福祉課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：15箇所 （葵区：３箇所、駿河区：5箇所、清水区：7箇所） 支え合い活動場所：788箇所	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方絵の周知を行い、支え合いの場を継続させていく。	4	105,217	104,161	地域包括ケア推進課
176	チームオレンジ運営支援	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げに向けた活動を支援します。	直営	新規活動地区数：３箇所	新規活動地区：３箇所	各チームがそれぞれ自圏域にて活動することにより、地域の認知症に対する理解が促進された。	チームオレンジの認知度が低く、広く周知を行う必要がある。	地域包括支援センターと連携して新規に立ち上げを希望する団体について掘り起こしを行う。	4	602	0	地域包括ケア推進課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－２：地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
177	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・70団体活動	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	継続実施	4	2,390	2,180	こども未来課
178	子育てパパトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する、主に父親とその子どもを対象とした地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・４団体活動	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	継続実施	4	180	120	こども未来課
再掲 167	【再掲】「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	毎年度、連絡会を開催。 会員数95団体	連絡会の実施：３回 会員数：95団体	・交流会や各団体の情報提供の実施による会員同士の相互連携 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力した子育て支援事業の実施	新規会員獲得ための周知の促進	継続実施	4	0	0	こども未来課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
179	青少年育成センターの運営	・非行の早期発見、早期指導、声掛けを通し、青少年の非行防止を図るために補導活動（中央、地区、一斉補導等）を実施します。 ・県条例に基づき、環境整備活動を実施します（立入調査、社会環境実態調査、有害図書回収活動等）。 ・広報啓発活動（啓発リーフレットの作成、配付、街頭キャンペーン等）を実施します。	直営	・年間計画に基づき、補導活動年間900回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・立入調査（40店舗）の実施。 ・啓発リーフレットの作成（3回/年）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	（実施件数） ・補導活動全実施回数：904回（中央補導：89回、地区補導：809回、特別補導：2回、一斉補導４回） ・環境調査：526店舗、立入調査：10店舗、実施 ・啓発リーフレット51,100部作成、街頭キャンペーン2回実施	・コロナ禍前の補導活動に戻り、多くの青少年へ声かけができた。 ・県条例に違反のあった店舗に対して、注意喚起することができた。 ・啓発リーフレットの作成や街頭キャンペーンの実施により、多くの市民へ周知することができた。	・補導従事者の確保 ・非行の未然防止（インターネット・SNSが起因する犯罪被害に対して） ・環境調査対象店舗数が多く、調査が煩雑になっている	・補導活動の実施方法について情報収集し、新たな補導活動の仕組みを検討する ・インターネット、SNS等の安心・安全な利用方法について、保護者 等への啓発に努める ・環境調査対象店舗の精選	4	6,417	4,092	こども若者応援課
180	地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置・運営事業	社会福祉法第55条の２第６項に基づく地域公益事業及び同法第24条第２項に基づく地域における公益的な取組の実施に関する意見を聴取することのできる場として、「地域協議会」を設置し、社会福祉法人が地域ニーズを把握することができるよう支援する。	直営	社会福祉法人の要請に基づき、適正に実施。	①会議設置要綱は制定済 ②地域協議会（静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議）は制定済 ③地域協議会（意見聴取会議）の開催実績無し	社会福祉法人からの要請が無かったため、地域協議会は開催しなかった。	なし	継続実施	4	70	0	福祉総務課
181	地区社協の活動支援	市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。	補助金	実施	地区社協活動費、運営費の補助及び関係者育成に向けた研修や会議の実施	事業計画を確認し、適正に補助金を交付できた。また、交付先団体の行った事業に関する満足度調査（市社協が実施）において、おおむね満足という評価が得られた。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低い	交付した補助金が適正に執行されているか、確認していく必要がある。	4	140549	114,743 の一部	福祉総務課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－３：地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和６年度実績								（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
182	【重点】避難行動要支援者避難支援制度の推進	災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図ります。	直営	名簿及び台帳の作成、配布の実施	・令和５年度の調査を反映させた名簿及び台帳を作成し、自主防災会及び民生委員児童委員協議会に情報提供した。 　地域へ名簿提供している要支援者数：約45,000人	名簿を自主防災会及び民生委員児童委員協議会と共有することで、日頃の見守り活動の充実を図った。	・名簿に掲載されている人の中には避難支援を必要としないと思われる人もおり、名簿の整理が必要。 ・名簿登録時の情報のままになっている人もいる。	最新の情報に更新した名簿を配布する。	4	4,630	10,734	福祉総務課
183	地域防災訓練への参加促進	防災意識の高揚を図るため、地域の自主防災組織主体の訓練を実施します。	直営	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：91,000人以上	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼しました。 地域防災訓練参加者数：122,296人	自主防災組織が中心となり、消火活動や防災資機材点検、AEDの動作確認などの訓練を実施したほか、高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方の安否確認や避難訓練を実施しました。	訓練参加者の固定化や高齢化、訓練内容のマンネリ化などが課題となっています。	地域の防災活動に女性や若者が参加しやすいよう、自主防災組織と連携・協力して参加の意識啓発を図っていきます。	5	629	0	危機管理課
184	防災出前講座の開催	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を開催します。	一部委託	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：7,500人以上	各種地域団体等を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を実施しました。 出前講座参加者数：6,654人	地域団体等の防災意識高揚に繋がりました。	地域活動への参加機会の減少などにより、出前講座１回あたりの参加者数が減少しています。	講座内容の充実を図るとともに、引き続き出前講座の周知に務め、利用促進を図っていきます。	3	661	431	危機管理課
185	福祉避難所の確保及び運営	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。	直営	継続実施	庁内災害配備態勢の整備及び災害時の配備を行った。 ２回の情報伝達訓練の他、福祉避難所設置計画書の更新を行った。 「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づいた静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との顔合わせを行った。	訓練により、福祉避難所の被災状況の報告から要配慮者の受入れ依頼までの一連の流れを確認できた。 各福祉避難所指定施設に係る情報を更新した。	指定施設との連携強化に加え、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づいた静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連携強化を図る。	福祉避難所設置計画書の更新による連携強化及び静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連絡体制の整備	4	90	0	福祉総務課
186	聴覚障がいのある人のための緊急情報受発信事業	①登録された聴覚障がいのある人に対し、大雨・洪水・土砂災害等の警報・避難勧告等の災害情報が同報無線で発表された際に、24時間体制でファックスでの情報提供を実施します。 ②緊急通報を24時間体制で指令課で受信します。 【緊急通報受信体制】 ■NET119 　登録された聴覚障がいのある人が携帯電話等で発信した文字情報による緊急通報を受信します。 ■FAX119 　聴覚障がいのある人がファックスを使用し発信した緊急通報を受信します。 【緊急通報内容】 火災・救急・救助・ガス漏れ事故等	直営	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100% ②継続実施	①対象となる48件の警報すべてに対応した。 ②障がいがある方からの災害発生事案に速やかに対応した。	①聴覚障がいのある人への情報保障ができている。 ②管轄住民の「安全・安心の確保」に寄与することができた。	①なし。 ②継続的に普及啓発活動を行っていく必要がある。	①市民の安全確保のために必要な事業であることから、継続して実施する。 ②継続的に普及啓発活動を行う。	4	①58 ②3,300	①21 ②3,300	①障害福祉企画課 ②指令課

資料2-1

重層的支援体制整備事業について

静岡市健康福祉審議会 地域福祉専門分科会

静岡市役所 福祉総務課

重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは

社会福祉法の改正に伴い、令和3年度から新たに創設された事業。

8050問題、ひきこもり、ダブルケア等の複合化・複雑化した課題を抱えた方(世帯)に対して、**高齢・障害・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的かつ重層的に実施する**ことで、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行なうことにより、地域共生社会※の実現を目指す。

※制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

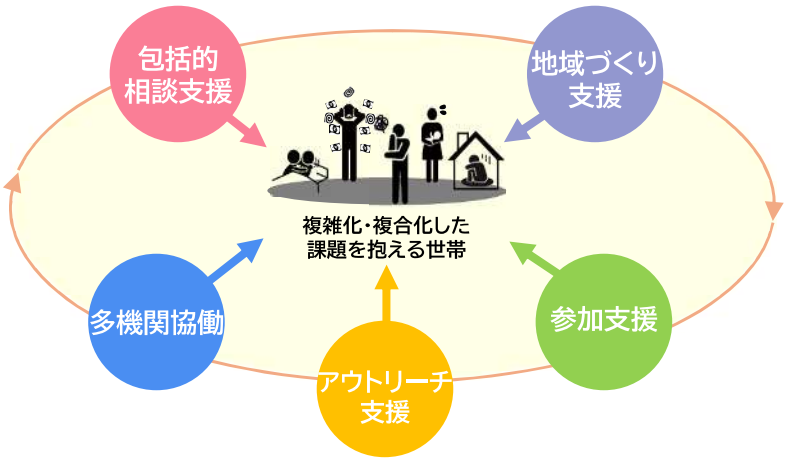

重層事業を構成する5つの事業

包括的相談支援事業

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は必要な機関につなぐ

地域包括支援C	子ども未来サポーター こども家庭C 等	各区役所 相談窓口
基幹相談支援C 相談支援事業所	暮らし・しごと相談支援C	・・・等

地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等を行う

S型デイサービス シニアサポーター	地域子育て支援C	
地域活動支援C	生活支援コーディネーター	・・・等

多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理する、重層的支援会議(支援会議)を開催する

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題を抱えながらも支援の手が届いていない人に対し、本人との関係性の構築に向けた支援を行う

参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、既存事業の拡張や、新たな支援メニューを作るなどして、本人のニーズに合った社会参加の方法とマッチングを行う

重層的支援体制整備事業の全体像

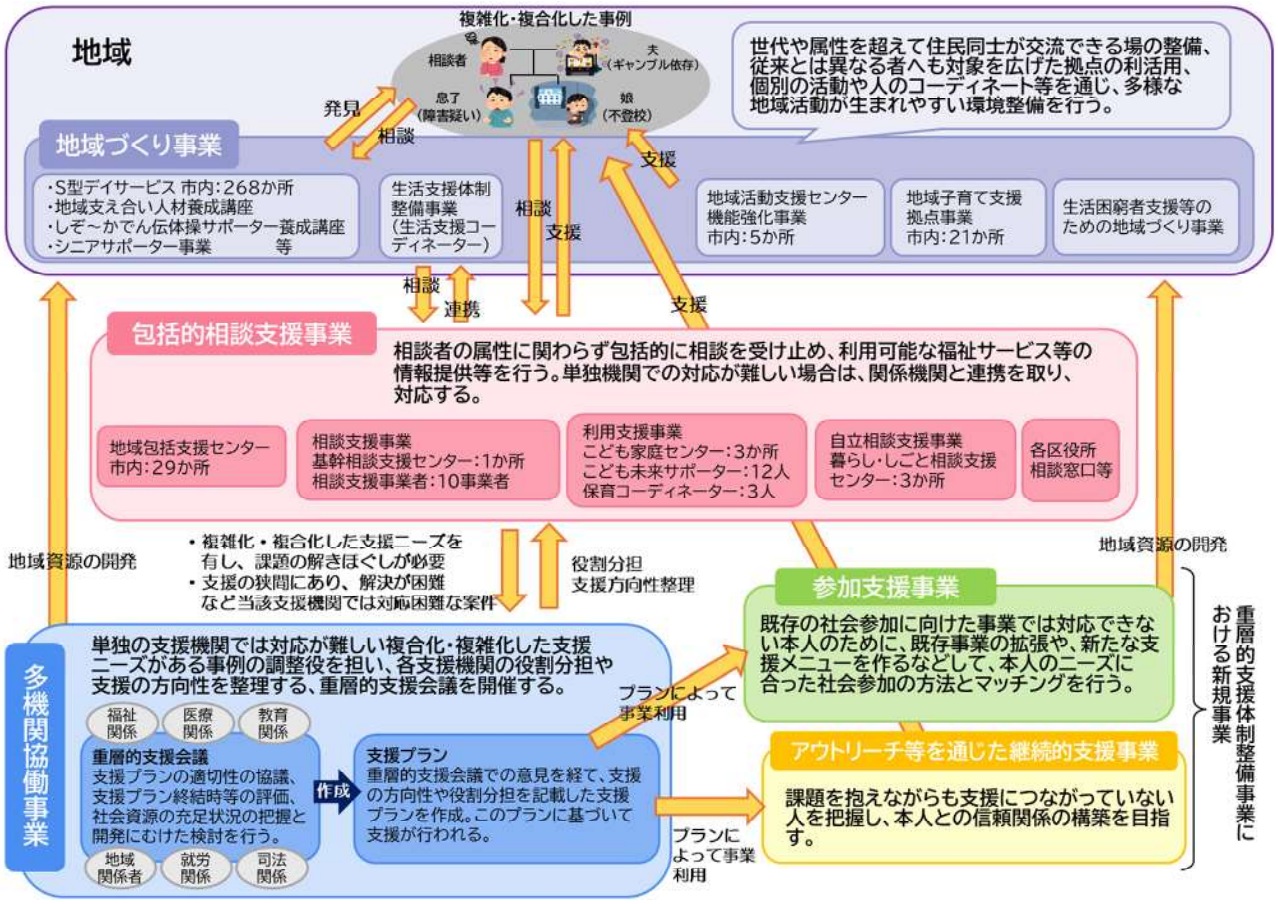

実施体制

多機関協働事業（直営）

- 各相談支援機関からの相談受付、重層的支援会議・支援会議の開催・運営、必要に応じた支援機関同士のつなぎ等を行う。（個別案件への直接的な支援ではなく、「支援者支援」の役割。）
- 庁内連携会議や研修会を開催し、関係課・関係機関に対して、重層的支援体制整備事業の推進を図る。

重層的支援会議・支援会議とは…

- 複雑化・複合化した問題を抱える対象者や世帯に対し、関係機関が一堂に会して、問題解決のための課題設定や具体的支援方法の検討を行う会議。
- 関係機関が対象者の状況を共有し、支援方針や支援プランを協議することで、対象者に対する包括的な支援を行うことが可能になる。

重層的支援会議	本人同意　あり	・本人同意に基づく情報共有　・支援プランの作成 ・支援の方向性の確認　…等
支援会議	本人同意　なし	・守秘義務を課した情報共有　・支援の役割分担 ・対応策の検討　…等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業（委託）

- 令和7年度委託先：静岡市社会福祉協議会
- 電話や訪問を中心に、本人や親族等への支援を実施。必要に応じて面談や医療機関への同行受診等も行う。
- 支援を通じて、対象者との関係づくりや対象者と社会とのつながり構築を行い、対象者のニーズに合った参加の場につなげることを目指す。

実施状況

会議開催状況

（令和7年5月16日時点）

	対応事例数		会議開催数	終結件数
	重層的支援会議	支援会議		
葵区	1件	2件	6回	-
駿河区	8件	5件	31回	4件
清水区	2件	3件	12回	-
合計	11件	10件	49回	4件

※ 駿河区は、令和5年度に実施したモデル事業の件数を含む。

事例の終結について

- これまで、重層的支援会議・支援会議として、**4件の事例が終結**となった。
- 終結事例では、今後対応する支援機関を定め、特定の支援機関の負担とならないよう、支援を実施する機関をフォローする役割も定めた。
  再度、複雑化した問題が生じる場合は、支援機関からの相談に応じ、再び重層的支援会議等を開催していく。

今年度の変更点等

地域福祉専門分科会でのご意見を踏まえた対応

令和6年度にいただいたご意見

1 アウトリーチ支援について

会議での支援方針確認がなくても、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ支援として取り組んでいくことが必要な事例もあると思われるため、柔軟な対応をいただきたい。

2 事業の周知について

この制度の状況や対応をもっと広く周知していく必要を感じる。本事業に関わる人以外でも制度を知っておくことは重要。わかりやすい形や方法で情報提供していただくよう期待したい。

3 会議の件数について

対象世帯はもっとあるのではないか。支援者側の姿勢の問題、事務局側の受け止める姿勢等に改善の課題がないか検討の必要性を感じる。

意見を踏まえた変更点

1 アウトリーチ支援について

会議での対応事例のみでなく、地域において困難を抱えた事例を把握し、関係機関や多機関協働事業に繋がるよう、委託事業者に依頼しました。困難を抱えた方が必要な支援に繋がるよう、委託事業者への助言等を実施していきます。

2 事業の周知について

昨年度に引き続き、研修会等の開催を予定しています。合わせて、関係課主催の研修会でも本事業の説明を実施する、関係機関が発行する広報資料に本事業を掲載いただく等、様々な分野の方へ事業の周知や広報を進めていきます。

3 会議の件数について

重層会議では、福祉分野に限らず、医療や司法等の専門職の招集も可能であり、医師や弁護士に協力を求めた事例もありました。
それらの事例を発信し、複雑化した問題に対して本事業を活用いただけるよう周知を図ります。

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画の改定

- 別紙（資料2-2、資料2-3）のとおり。

資料 2-2

静岡市重層的支援体制整備事業
実施計画

令和7年　4月

静岡市保健福祉長寿局福祉総務課

1　はじめに　～計画策定にあたって～

（1）事業創設の背景

少子高齢化や、人口減少、人々のライフスタイルが多様化する中での福祉的ニーズの複合化・複雑化、地域住民のつながりの希薄化など社会構造が大きく変化する中で、住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、誰もが支え合い誰もが主役となって居場所と役割を持てるような地域共生社会の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（以下、「法」という。）において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業の目的は、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題など、日常生活を営む上で生じる地域生活課題の解決のための包括的な支援体制を整備することにあります。

本市では、既存の取組を活かしつつ、第4次静岡市地域福祉基本計画の理念である「だれもが　ここで暮らし続けたいと思う　地域をめざして　～みんなでつくる　ともに支え合うまちしずおか～」を目指すべく、ここに当該事業の実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

（2）重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。①～③を一体的に実施することを支えるための事業として、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と⑤多機関協働事業が位置付けられており、①～⑤が個々に独立して機能するのではなく、一体的に展開することでより一層の効果が得られると考えられます。

そのため、従来は分野ごとの制度に基づき交付されていた補助金等を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」が交付されることとなります。

＜社会福祉法第 106 条の4第2項＞		既存制度の対象事業等
第1号（相談支援）	イ	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ	【障害】障害者相談支援事業
	ハ	【子ども】利用者支援事業
	ニ	【困窮】自立相談支援事業
第2号（参加支援）		新規事業
第3号（地域づくりに向けた支援）	イ	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ	【介護】生活支援体制整備事業
	ハ	【障害】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ	【子ども】地域子育て支援拠点事業
		【困窮】地域づくり事業
第4号（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）		新規事業
第5号（多機関協働）		新規事業
第6号（支援プランの作成）		新規事業

（3）計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第 106 条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、第4次静岡市地域福祉計画における基本目標2「寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】」のための取組である重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

（4）計画の期間

本実施計画は、令和7年4月1日から令和8年3月 31 日の1年間を計画期間とします。

（5）計画の進行管理

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や重層的支援体制整備事業に位置付けられる事業の実施事業者等との連携と、地域の実情に応じた実施体制の構築が必要となります。本実施計画で定めるのは、事業の具体的な計画であり、それは社会情勢や、地域福祉関連法の改正等に大きく影響を受ける可能性があることから、本事業に関わる庁内関係各課をはじめとした関連事業者等と事業評価に合わせて毎年度見直しを行うこととします。

２ 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業の実施において、静岡市では、既存事業の活用と新規事業の立上げをそれぞれ行い、体制整備を目指していきます。

(1)包括的相談支援事業(既存事業の活用)(表１のとおり)

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、従来の機能をベースとしつつ、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えたものの相談の受け止めや、相談者の課題の整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、当該相談支援事業者のみでは対応が困難な場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の適切な機関につなぎます。対象者(世帯)の支援ニーズが複合化・複雑化しているため支援機関の役割分担を整理する必要がある事例などについては多機関協働事業者に支援を依頼します。

表1

分野	事業	運営形態	実施体制	主な実施内容	所管課
介護	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) [法第106条の4第2項第1号のイ]	委託	城西地域包括支援センター	主に高齢者に関する保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談、自立して生活できるような支援等を行います。	地域包括ケア推進課
			安西番町地域包括支援センター		
			城東地域包括支援センター		
			井川地域包括支援センター ※窓口機能のみ		
			伝馬町横内地域包括支援センター		
			城北地域包括支援センター		
			千代田地域包括支援センター		
			長尾川地域包括支援センター		
			美和地域包括支援センター		
			賤機地域包括支援センター		
			安倍地域包括支援センター		
			服織地域包括支援センター		
			藁科地域包括支援センター		
			小鹿豊田地域包括支援センター		
			八幡山地域包括支援センター		
			大谷久能地域包括支援センター		
			大里中島地域包括支援センター		
			大里高松地域包括支援センター		
			長田地域包括支援センター		

			丸子地域包括支援センター		
			港北地域包括支援センター		
			興津川地域包括支援センター		
			両河内地域包括支援センター		
			港南地域包括支援センター		
			岡船越地域包括支援センター		
			高部地域包括支援センター		
			飯田庵原地域包括支援センター		
			松原地域包括支援センター		
			有度地域包括支援センター		
			蒲原由比地域包括支援センター（由比窓口）		
障害	相談支援事業［法第106条の4第2項第1号のロ］	委託	静岡市障がい者相談支援推進センター（静岡市障害者協会）	地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	障害福祉企画課
			葵区障がい者相談支援センター済生会じょうとう	主に身体障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	
			駿河区障がい者相談支援センターピアサポート		
			清水区障がい者相談支援センターそら		
			葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗	主に知的障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	
			駿河区障がい者相談支援センター済生会れいわ		
			清水区障がい者相談支援センターわだつみ		
			静岡市障がい者相談支援センターアグネス静岡	主に重症心身障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相	

				談支援体制強化の取組などを行います。	
			静岡市支援センターなごやか	主に精神障害に関する相談に応じます。	精神保健福祉課
			静岡市支援センターみらい		
			はーとぱる		
こども	利用者支援事業【基本型】（こども未来サポーター）［法第106条の4第2項第1号のハ］	委託	静岡中央子育て支援センター	主に子育てや保育施設などの入所について相談に応じたり、情報提供をしています。	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東		
		委託	地域子育て支援センター小百合		
		委託	城東子育て支援センター		
		直営	地域子育て支援センター服織		
		直営	地域子育て支援センター英和		
		直営	地域子育て支援センター登呂		
		直営	地域子育て支援センター丸子		
		委託	清水中央子育て支援センター		
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば		
		委託	地域子育て支援センターゆめの木		
		委託	蒲原子育て支援センター		
	利用者支援事業【特定型】（保育コーディネーター）［法第106条の4第2項第1号のハ］	直営	葵福祉事務所子育て支援課	主に、認定こども園や保育所等の利用に関する相談に応じたり、情報提供を行います。	幼児教育・保育支援課
			駿河福祉事務所子育て支援課		
			清水福祉事務所子育て支援課		
	利用者支援事業【母子保健型】［法第106条の4第2項第1号のハ］	直営	葵こども家庭センター	主に妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談を行い、切れ目ない支援体制の構築をします。	こども家庭福祉課
			駿河こども家庭センター		
			清水こども家庭センター		
生活	生活困窮者自立相談支	委託	静岡市暮らし･しごと相談支援センター（葵区相談窓口）	主に、暮らしや仕事にお困りの方、不安	福祉総務課

困窮	援事業［法第106条の4第2項第1号のニ］		静岡市暮らし・しごと相談支援センター（駿河区相談窓口）	のある方の相談に応じ、適切な制度の紹介や就職のための支援などを行います。	
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター（清水区相談窓口）		

（2）地域づくり事業（既存事業の活用）（表2のとおり）

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するなど、交流・参加・学び等の多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

表2

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	所管課
高齢	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）［法第106条の4第2項第3号のイ］	委託	S型デイサービス（葵区：74会場 駿河区：66会場 清水区：128会場）	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います（月2回開催）。	地域包括ケア推進課
		直営	しぞ～かでん伝体操サポーター養成講座	地域における高齢者等の主体的な介護予防活動を推進するため、普及啓発活動、体操指導や活動に係る助言等を実践する人材を養成します。	地域リハビリテーション推進センター
			しぞ～かでん伝体操インストラクター養成講座	地域の活動グループの継続的な介護予防活動を支援するため、医療・介護・福祉等の資格を有する人を対象に、しぞ～かでん伝体操等や健康教育に関する専門的な指導を行う人材を養成します。	
		委託	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の介護予防事業への参加を推進するため、6	介護保険課

				5歳以上の方がシニアサポーターとして登録し、地域貢献活動を行うと、地場産品と交換できるポイントを付与される、ボランティアポイント制度を活用した介護予防事業を実施します。	
高齢	生活支援体制整備事業［法第106条の４第２項第３号のロ］	委託	生活支援コーディネーターを市域、区域、日常生活圏域ごとに配置。	地域における主に高齢者を対象とした生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を進めます。 日常生活のちょっとした困りごとを身近な人々で支え合う“支え合い活動”の促進もします。	地域包括ケア推進課
障害	地域活動支援センター基礎的事業［法第106条の４第２項第３号のハ］	補助金交付	静岡光の家 LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。	障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあマイン	障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。	
		指定管理	静岡市支援センターなごやか	精神障害のある方を対象とし、創作的活動や生産活動の場の提供等を行います。	精神保健福祉課
		指定管理	静岡市支援センターみらい		
		委託	はーとぱる		
こども	地域子育て支援拠点事業［法第106条の４第２項第３号の	指定管理	静岡中央子育て支援センター	こども連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができる場の提供を行います。また、子育ての不安や悩みについての相談に対応するほか、イベン	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東		
		委託	地域子育て支援センターあゆみ		

	二]	委託	地域子育て支援センターしずはた	トや育児講座なども実施しています。	
		指定管理	城東子育て支援センター		
		直営	地域子育て支援センター服織		
		委託	地域子育て支援センター小百合		
		直営	地域子育て支援センター英和		
		直営	地域子育て支援センター登呂		
		直営	地域子育て支援センター丸子		
		委託	長田子育て支援センター		
		委託	地域子育て支援センターよしよし		
		委託	地域子育て支援センターおひさまの森		
		指定管理	清水中央子育て支援センター		
		直営	地域子育て支援センターメリーゴーランド		
		委託	地域子育て支援センターあけぼの		
		委託	地域子育て支援センターすぎの子		
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば		
		委託	地域子育て支援センターゆめの木		
		委託	蒲原子育て支援センター		
		委託	由比子育て支援センター		
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	誰もが「生涯活躍のまち」の推進	地域・多世代交流のための講座、イベント等を開催します。	地域包括ケア推進課

(3)新規事業

新規事業としては、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の3つの事業に取組みます。

事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	所管課
参加支援事業［法第106条の4第2項第2号］	委託	※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と一体的に委託	既存の支援では対応できない本人や世帯に対応するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などをし、本人が希望する社会参加の場とのマッチングを行う。また、その後継続的なフォローを行うなど、本人が継続的に参加を続けられるよう支援を行う。	福祉総務課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業［法第106条の4第2項第4号］	委託	※参加支援事業と一体的に委託	必要な支援が届いていない方や地域社会からの孤立が長期にわたる方など、継続的な支援を必要とする本人との信頼関係の構築を目的として訪問等のアウトリーチ支援を行う。	福祉総務課
多機関協働事業［法第106条の4第2項第5号］	直営		＊重層的支援会議(支援会議)の設置 【対象】 ・複数の分野が関係する課題を有し、単一機関では対応が困難な事例 ・対応している機関が有する支援のネットワークを活用しても対応が困難な事例 ・現状を維持すると、将来的に課題が増大し、状況が悪化すると予測される事例 ・その他重層的支援会議(支援会議)の活用が望ましいと考えられる事例 【構成メンバー】 ・ファシリテーター ・参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者	福祉総務課

			・事例関係者（既に支援にあたっている支援機関、今後連携を必要とすると思われる機関、事例に対してアドバイスができる機関等事例内容に応じて調整） ・福祉総務課（事務局） 【開催頻度】 定期開催（各区月1～2回）、必要に応じて随時開催 【会議の機能】 ①支援プランの作成 ②支援プランの評価・再検討・終結 ③地域課題の検討 当該会議の開催目的により、①～③の機能を使い分ける。 【主催】 福祉総務課 【備考】 重層的支援会議は、会議開催について相談者（対象者）の同意を必須とする。相談者（対象者）の同意を得られない場合は、支援会議（法第 106 条の6）として実施する。	

※重層的支援体制整備事業全体の概要図は別紙1を参照

別紙1

重層的支援体制整備事業の概要

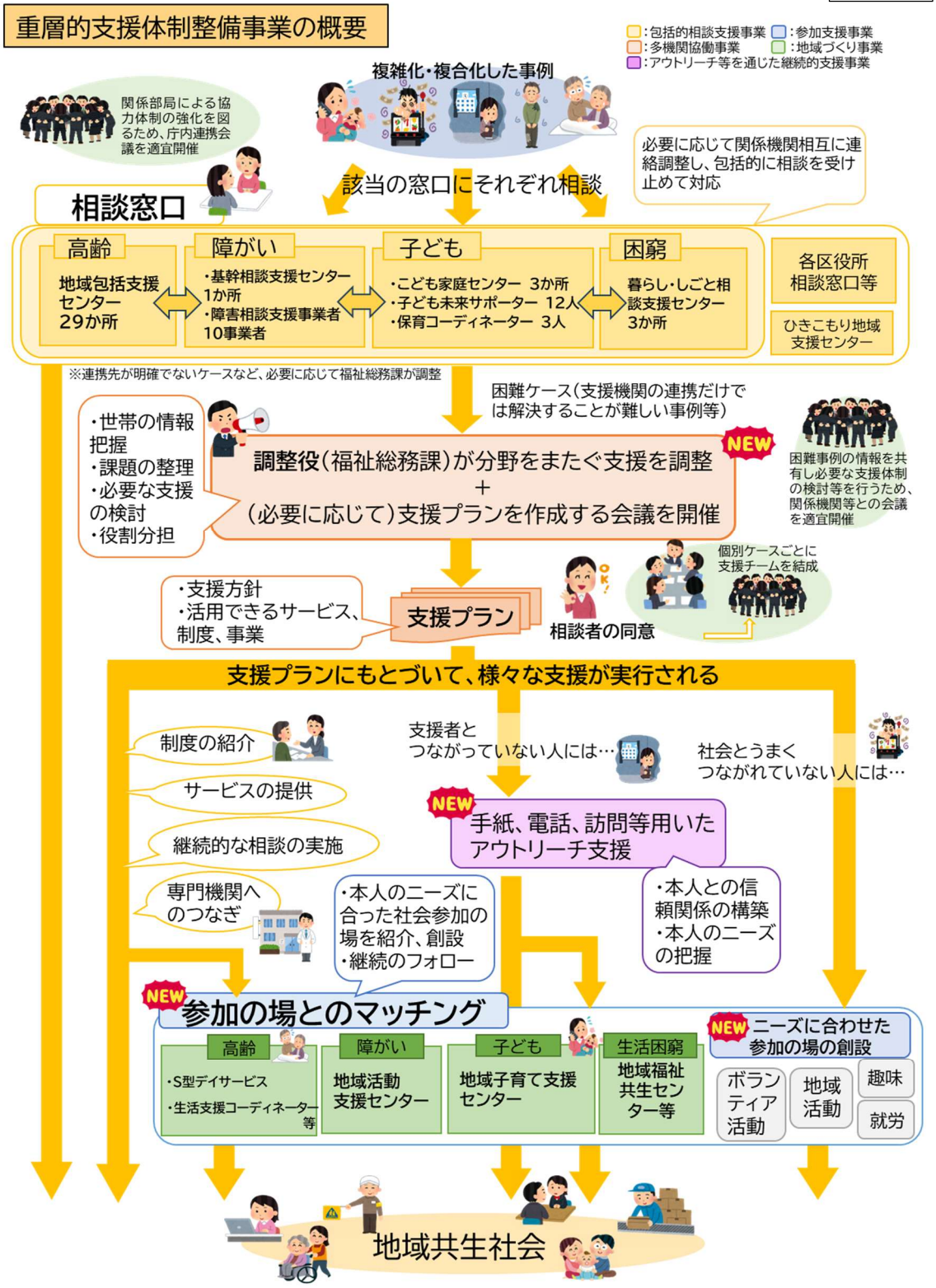

一人ひとりが役割を持ち、世代や属性を超えてつながることで、生きがいや暮らし、地域が作られていく。

資料 2-3

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画　改定前後比較

【令和７年度の組織機構改訂等に伴う改訂箇所】
所管課及び事業所名称等に関して、次のとおり改訂しました。
また、「子ども」の表記を「こども」に改めました。

改定前	改定後
（所管課の名称） ・地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 ・子ども未来課 ・幼保支援課 （関係事業所の名称） ・基幹相談支援センター（静岡市障害者協会） ・障害者生活支援センター城東 ・ピアサポート ・清水障害者サポートセンターそら ・サポートセンターコンパス北斗 ・静岡済生会療育センター令和　地域支援・相談室「やさしい街に」 ・障害者相談支援センターわだつみ ・アグネス静岡 ・地域子育て支援センター東豊田	（所管課の名称） ・地域包括ケア推進課 ・こども未来課 ・幼児教育・保育支援課 （関係事業所の名称） ・静岡市障がい者相談支援推進センター（静岡市障害者協会） ・葵区障がい者相談支援センター済生会じょうとう ・駿河区障がい者相談支援センターピアサポート ・清水区障がい者相談支援センターそら ・葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗 ・駿河区障がい者相談支援センター済生会れいわ ・清水区障がい者相談支援センターわだつみ ・静岡市障がい者相談支援センターアグネス静岡 ・地域子育て支援センター英和

【掲載事業の内容等に関する改定箇所】
・「包括的相談支援事業」（実施計画 P.3～P.6）、「地域づくり事業」（実施計画 P.6～P.8）に関する記載について、次のとおり改訂しました。（下線部）

<table>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>（１）包括的相談支援事業　表１（抜粋）
<table>
<tr><td rowspan="5">障害</td><td rowspan="5">相談支援事業［法第106条の4第2項第1号のロ］</td><td rowspan="5">委託</td><td>基幹相談支援センター（静岡市障害者協会）</td><td>地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行う。</td><td rowspan="5">障害福祉企画課</td></tr>
<tr><td>障害者生活支援センター城東</td><td rowspan="3">主に身体障害に関する相談に応じます。</td></tr>
<tr><td>ピアサポート</td></tr>
<tr><td>清水障害者サポートセンターそら</td></tr>
<tr><td>サポートセンターコンパス北斗</td><td>主に知的障害に関す</td></tr>
</table></td><td>（１）包括的相談支援事業　表１（抜粋）
<table>
<tr><td rowspan="5">障害</td><td rowspan="5">相談支援事業［法第106条の4第2項第1号のロ］</td><td rowspan="5">委託</td><td>静岡市障がい者相談支援推進センター（静岡市障害者協会）</td><td>地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。</td><td rowspan="5">障害福祉企画課</td></tr>
<tr><td>葵区障がい者相談支援センター済生会じょうとう</td><td rowspan="3">主に身体障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組な</td></tr>
<tr><td>駿河区障がい者相談支援センターピアサポート</td></tr>
<tr><td>清水区障がい者相談支援セン</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

			静岡済生会療育センター令和地域支援・相談室「やさしい街に」	る相談に応じます。	
			障害者相談支援センターわだつみ		
			アグネス静岡	主に重症心身障害に関する相談に応じます。	

（２）地域づくり事業　表２（抜粋）

高齢	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）［法第106条の４第２項第３号のイ］	委託	S型デイサービス（葵区：75 会場 駿河区：65 会場 清水区：131会場）	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います（月2回開催）。	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
		委託	地域支え合い人材養成講座	介護予防に関するボランティア等の人材を養成します。通いの場等の居場所づくりの実践に向けた知識を身につけることができる講座を実施します。	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

障害	地域活動支援センター機能強化事業［法第106条の４第２項第３号のハ］	補助金交付	静岡光の家 LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。	障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあマイン	障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。	
		指定管理	静岡市支援センターなごやか	精神障害のある方を対象とし、創作的活動や生産活	精神保健福祉

			ターそら	どを行います。	
			葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗	主に知的障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	
			駿河区障がい者相談支援センター済生会れいわ		
			清水区障がい者相談支援センターわだつみ		
			静岡市障がい者相談支援センターアグネス静岡	主に重症心身障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	

（２）地域づくり事業　表２（抜粋）

高齢	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）［法第106条の４第２項第３号のイ］	委託	S型デイサービス（葵区：74会場 駿河区：66会場 清水区：128会場）	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います（月2回開催）。	地域包括ケア推進課

障害	地域活動支援センター基礎的事業［法第106条の４第２項第３号のハ］	補助金交付	静岡光の家 LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。	障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあマイン	障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。	
		指定管理	静岡市支援センターなごやか	精神障害のある方を対象とし、創作的活動や生産活	精神保健福祉

		指 定 管理	静岡市支援センター みらい	動の場の提供等を行います。そのほか地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進のための普及啓発活動を行います。	課
		委託	はーとぱる		

		指 定 管理	静岡市支援センター みらい	動の場の提供等を行います。	課
		委託	はーとぱる		